

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 25

各国における売春対策

—— 改訂版 ——

労働省婦人少年局

は し が き

売春問題は深刻な社会問題として昨今特に世の関心をあつめており、これに対する対策が各方面から要望されておりますが、婦人少年局では、諸外国におけるこの問題に対する対策を紹介することを目的として、さきに国際資料 No. 19「各国における売春対策」を出版いたしました。更に1953年8月特に各国の立法例を新たに加え増補改訂しましたが最近この資料を要望される方が非常に多いので、ここに再び増刷することとしました。この問題に関心をもたれる方々の参考となれば幸いです。

内容は下記資料から婦人少年局が抄訳、抜萃して編集したものです。

○国連事務局編パンフソット「婦人及び児童の売買 1946—1947 年 年次報告摘要」

“Traffic in Women and Children, summary of annual reports for 1946—1947, prepared by the Secretariat”

○米国社会衛生協会編 リーフレット「組織売春との戦いの歴史」“Milestones in the March against Commercialized Prostitution, 1942, the American Social Hygiene Association, Inc.”

○米国社会衛生協会編纂「米国における売春とその他の性的犯罪関係法要約」1942 年
“Digest of State and Federal Laws Dealing with Prostitution and Sex Offenses, 1942, the American Social Hygiene Association, Inc.”

○法務府法制意見第四局編「売春及び人身売買関係主要国立法例（その1）」1952 年

○伊藤秀吉著「売春のない日本に」（1953 年）

1955 年 8 月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

I 各国における売春及び性病対策	4
A 売 春 対 策	4
国 別 一 覧 表	4
オーストラリア	4
英 領 ギ ヤ ナ	4
英領ゴールドコースト	5
カ ナ ダ	5
コ ス タ リ カ	5
ドミニカ共和国	5
フ ラ ン ス	5
オ ラ ン ダ	6
ニュージーランド	6
フィリッピン	6
スウェーデン	6
ト ル コ	6
南アフリカ連邦	6
アメリカ合衆国	7
ヴェネズエラ	7
各国における売春関係判例	7
B 性 病 対 策	8
オーストラリア	8
カ ナ ダ	8
ドミニカ共和国	9
フ ラ ン ス	9
オ ラ ン ダ	9
フィリッピン	9
スウェーデン	10

南アフリカ連邦	10
アメリカ合衆国	10
II 諸国の売春に関する立法例	11
国別売春取締立法一覧表	11
A 売春を全面的に禁止する国	12
カ ナ ダ	12
チエコスロバキア	15
デ ン マ ー ク	17
ソ ヴ ィ エ ト	21
アメリカ合衆国	22
B 第三者の搾取及び一定条件の売春を禁止する国	22
オ ラ ン ダ	22
ノールウェー	22
イ ン グ リ ス	24
C 第三者の搾取のみを禁止する国	26
フ ラ ン ス	26
III 米国における売春関係立法例及び年表	27
A 立 法 例	27
法規の適用をうける行為の分類	28
1. 連 邦 法 規	29
2. 州法規（ニューハンプシャー州）	35
州別売春取締法規一覧表	42
B 米国売春対策年表	43

I. 各国における売春及び性病対策

国連事務局編「婦人及び児童の売買」(1946—1947年 年次報告摘要)より — Traffic in Women and Children, summary of annual reports for 1946—1947 prepared by the Secretariat—E/T WC. 1946—47/Summary 12. February 1948

1946年5月、国連経済社会理事会の決議によつて、従前国際連盟が行つていた婦人及び児童の売買に関して各国からの年次報告を集収する仕事が国連事務局の手に移されました。その後1947年11月15日までに22国から送られた回答をまとめて1948年に国連事務局から出された上記の出版物のうち要点を紹介して参考に供します。

A. 売春対策 (売春の現状及び最近とられた立法及び行政措置)

国別一覧表

国名	婦女子売買の事実なしと答えた国	公娼禁止の国	娼家の公認乃至黙認を行つてゐる国
アフガニスタン	○		
白ロシア共和国	○		
英領ホンジュラス	○		
その他の英国属領		○	
カナダ		○	
コスタリカ			○
ドミニカ共和国		○	
デンマーク		○	
フランス		○	
アイスランド	○		
オランダ		○	
ニュージーランド		○	
ノールウェー	○		
オーストラリア		○	
フィリッピン		○	
ルクセンブルグ		○	
スウェーデン		○	
ソビエト連邦	○		
トルコ			○
アメリカ合衆国		○	
ヴェネズエラ		○	

オーストラリア

婦人の人身売買の事例はなく、又現行の各州の法規も適当と考えられている。児童福祉省 (Child Welfare Department)、救世軍が警察と協力して、児童が醜業によつて搾取されないよう努力している。

英領ギヤナ

1946年はじめて風紀犯罪取締法 (Defence Regulation) が廃止されて、即決裁判法令 (Summary Jurisdiction Ordinance) に含められ、婦人の売淫によつて生計を立てる者、公の場所で不道徳行為を強要したり、売春の目的を以て徘徊したり、或は売春を強要したりする男子に対する罰を重くした。

英領ゴールドコースト

英米軍撤退後売春婦の多くは生計困難となり、それぞれの国に帰つた。

カナダ

婦人及び児童の人身売買は、地方の刑法執行機関によつて取扱われ、売春媒介、娼家経営、売春行為はすべて違法である。

コスタリカ

本国人及び外国人の娼家が存在するが、一般にそこに雇い入れるのは職業的な娼婦で、普通の社会の婦女を求めることはないから、そのような人身売買は社会悪として批難されることは少ない。国の法律は之を禁じており、又国際条約にも加盟しているが、なお人身売買がしばしばかなり多く行われている。

年少者の国外への売買を防止するためには、未成年者が一年以上にわたつて離国する場合には、両親及び国家少年保護所 (National Office for the Protection of Children) の許可を必要とする規定が設けられた。

ドミニカ共和国

年少者の売春及び不良化防止のための措置を規定しているドミニカ保健法 (Dominican Health Legislation) によつて、新たに組織された公衆保健福祉省性病部 (Venereal Diseases Division of the Secretariat of State for Public Health and Welfare) は社会の啓蒙のために刊行物を発行している。

21才未満の婦人を誘略、暴力等によつて保護者のもとから連れ出すこと、21才未満の男女に放蕩頹廢をそそのかし幫助することは刑法で処罰される。

又1939年の移民法によつて、婦人の単独旅行者でその素性の背けないもの、14才以下の児童で親と同行しない者は、入国が拒まれる。又外国人で醜業を営む者、娼家に居住する者、娼家の経営に関係する者等の逮捕、及び外国追放を規定している。

婦人の更生のためには公衆保健福祉省社会擁護局 (Department of Social Assistance of the Secretariat of State for Public Health and Welfare) が活動している。少年感化院が4ヶ所、少女感化院が1ヶ所もうけてある。

フランス

1946年公娼が廃止され、周旋取締が強化された。当時、娼家数は827、そこに住む娼婦4,840人、その他の登録された娼婦数は9,028人を数えていたが、1946年10月12日限り補償金の交付なしに、一斉に売淫施設及びこれに類するものを閉鎖する法律が1946年4月制定された。これにともなつて周旋取締りが強化され、売春婦の更生のために諸施設が設けられた。又1940年来の種々の立法によつて、売春婦に寄食する男や未成年者と同性愛を犯したものの処罰が規定されている。

現在売春婦の更生問題は最も真剣に考えられ、実行されている。これらの者の就職に関してはパリでは警視總監が社会課を通じて關心している。1946年4月、モンテペリエに売春婦の更生と再教育のために実験的な機関が設立された。そして10人乃至12人の売春婦を充分な期間に亘つて寄宿させ、過去の悪習をすてる機に導き、職を得させて、協会の監督のもとに働くようにしたもののだが、その結果売春婦たちは正常な精神状態と平常な生活を回復した。その他の公私団体もこの問題に関心を寄せ、更生を求める売春婦を救

容する施設の設立に非常な努力を向けている。

地方警察庁（少年児童の保護機関）は、25 人の婦人警察補助団を持ち、周旋屋の手に落ちようとしている浮浪少女の保護に当り、家のない少女を慈善施設に收容する。これに平行し 180 人の補助婦人警察官が 1940 年に任命を受け、各地方の主な都市に配置されている。

オランダ

戦時中にはタバコ、食糧等を得るための手段として、売春がひろく行われ、娯楽の一時的売春も増加した。

戦時中 1941 年に、司法、社会両省令によつて売春取締りに関する規則が設けられたが、実施されるに至らず、占領中には婦女売買防止局（National Office for the Suppression of Traffic in Women and Children）と民間機関とが協力して婦人の保護に当つたが、民間機関の一つは占領当局により解体された。

1946 年、英国及びベルギーに職を求める少女の多いことにかんがみ、上記の婦女売買防止局は、外国雇傭者の信用調査に当つた。新聞社との協定により、国外からの婦人の求人広告を出す場合は、その前に同局が求人者についての情報を把握するという手段によつた。

ニュージーランド

性病法及び警察犯処置法でとりしまっているが、この国においては売春は社会的問題としては存在しない。

フィリピン

売春行為は法律で禁止されているが、その取締りは地方庁にゆだねられている。

娼婦、顧客、娼家、仲介人を厳しく罰する法案を上提中である。

スウェーデン

1919 年 1 月公娼制度は廃止され、それ以来正確な意味での婦女売買は存在しない。

浮浪取締りに関する法律でとりしまっている。

トルコ

三つのタイプの娼家を認めている。

(a) 指定地内の集団的娼家—305 軒あり、1,769 人の娼婦が自由意志で働いている。

(b) 各所に散在して単独に営業する娼家—290 人働いている。

(c) 待合式の娼家

この他に登録してない娼婦が 560 人いる。

南アフリカ連邦

公娼制はないが、娼婦に部屋を提供している者はいらる。之等は発見されれば処罰される。自分の住居で売春を行うものもいるが、娼婦の登録は行われない。

ポルトガル領東アフリカに連れて来られて、キャバレーの踊子として働く少女がしばしば発見されるが、おそらく、彼女達は、最後には常習売春婦となるものと考えられる。こういうことを防ぐために、1946 年、移民省と警察との間に協定が設けられ、ポルトガル領東アフリカに渡ることを希望する婦人は、警察のめい密な調べをうけた上でなければ旅券を交付されないこととなつた。これによつて、ロレンコ・マルキス地方

の娼家へ売られるため連れ出された多くの婦女子がこゝで救われることとなつた。又ヨハネスバーグ警察は、公の場所で売春に誘う女の検挙に当つてゐるが、しばしば確認のないために有罪を下すことがむづかしいことがある。

アメリカ合衆国

各州を通じて娼家を公認又は黙認することはなく、又娼婦の登録制をとらない。

連邦政府による措置。

戦時中売春取締りを強化するために大きな努力を払つたが、1941 年議會を通過して大統領の承認を得た「メイ条令」(May Act) は「陸海軍長官が任務遂行及び保健福祉上必要とする軍事施設から相当範囲内に於ては売春を禁ずる」ことを規定した。この法令は 1945 年 5 月 15 日まで有効のものでつたが、同年第 2 次大戦終結の日まで延期され、更に 1946 年 5 月 15 日遂に永久的に定められた。この法令は、これまでに唯二回適用されたに過ぎないが、地方及び州の売春取締り活動を助け容易にした点で、効果が大きかつた。

1941 年、連邦保障庁 (Federal Security Agency) の中に、売春取締計画の立案及びその遂行に直接の責任を持つ社会保護部 (Social Protection Division) が新設された。これは、陸海軍省、社会衛生協会 (American Social Hygiene Association) その他各州保健省の協力機関として、売春状況の調査を行い、警察官に売春、乱交、その他風紀の紊乱を取締る技術を修得させ、更に、婦人警官の活用及び婦女子留置上の技術にも努力を向けた。又国際警察署長協合理事、ホテル経営者協会代表や、タクシー運転手協会代表、弁護士協会代表をも加えた社会保護警察委員会 (National Advisory Police Committee on Social Protection) を組織し、又全国の婦人団体の支持を受けて全国婦人審議会 (National Women's Advisory Committee) の組織に貢献した。この部は戦後 1946 年 7 月に廃止された。

各州に於ても売春取締りの強化に対して次第に関心を高め、1942—46 年間にひらかれた州議會において、殆んど全部の州が売春及び性病の防止取締りのための法律を強化することを決し、特に売春取締りに関するいろいろな法律が 8 州で制定された。

ヴェネズエラ

婦女売買に関する立法はない。又婦女子の売買は社会問題となつていない。

各国における売春関係判例

国名	罪名	罰
オーストラリア	娼家経営	罰金 3—20 ポンド又は徒刑 6 ヶ月 及重労働
	娼家経営及場所提供	罰金 7 ポンド 10 シリング—20 ポンド、これを怠るものは相当期間の監禁
英領ゴールドコースト	場所提供	罰金 15 ポンド又は徒刑 1 ヶ月
	街路上の売春行為 婦女の売春行為により生計をたてる 娼家経営及び 18 才未満者の淫行 為強要	罰金 3—20 ポンド 徒刑 6 ヶ月及重労働 徒刑 2 年

英 領 ギ ニ ヤ	娼家経営 娼家経営補助 娼家経営 娼家経営補助	罰金 100—150 ドル 体刑 6 ヶ月及重労働 罰金 100—150 ドル 同 上
カ ナ ダ	周旋 娼家経営及職業 売春摘取	科料、体刑、執行猶予 科料、体刑、執行猶予 体刑
デ ン マ ー ク	婦女の売春により生計をたてる 婦女の売春により生活をたてる 職業を行うもの 秘密娼家経営	体刑 体刑 5 ヶ月—18 ヶ月 体刑 3 ヶ月 体刑 3 ヶ月 酒類販売永久禁止 体刑 6 ヶ月 体刑 1 ヶ月
ノ ラ ヌ ス	秘密娼家経営補助 婦女周旋 ホテルで常習的に婦女を周旋 娼婦の家へ男を周旋	体刑 8 ヶ月及 5 ヶ年間地方道放 体刑 15 ヶ月及罰金 200,000 フラン 体刑 4 ヶ月（執行猶予）及 6,600 フランの罰金 体刑 3 ヶ月 体刑 2—8 ヶ月又は 5 ポンドの罰金 有罰を云いわたされたが放免となつた。
ニュージーランド	娼家経営 場所提供 道路上で売春勧誘	体刑 3 ヶ月 体刑 2—8 ヶ月又は 5 ポンドの罰金 有罰を云いわたされたが放免となつた。
フィリッピン	売春行為 売春媒介その他他人の不道徳行為の 常習的摘取	浮浪者條令による逮捕 体刑 1—5 ヶ月 2 ヶ月—3 年 11 ヶ月の重労働 体刑又は一定期間閉店 体刑 6 ヶ月—5 年 罰金 50 ポンド又は体刑 3 ヶ月及重労働
スエーデン	許可をうけない娼家の経営及補助 売春勧誘 娼家経営	体刑 6 ヶ月—5 年 罰金 50 ポンド又は体刑 3 ヶ月及重労働 体刑 6 ヶ月及重労働 体刑又は徴役平均 29.2 ヶ月 執行猶予、罰金
トルコ	娼家経営	
南アフリカ連邦	娼家経営	
アメリカ合衆国	婦女の売春に寄食 婦女子売買（マン法令の違反）	

B 性病対策（純医学的なものは含まれていない）

オーストラリア

1. 各州の保健所がその任にあたっている（強制手段を含む）。
2. 性病患者数は減少している。

カナダ

1. 性病対策に関して、連邦政府は総合的な活動計画の立案、補助金の管理、教育資料の呈供、研究の奨励援助等を行い、実際の治療、伝染病調査、及び教育計画には各州の保健省が当っている。
2. 1919 年より性病撲滅の政府補助金により各州に広範囲な治療施設が建てられた。
3. 1932 年補助金が打切られ、活動は一部停滞したが、1988 年以来年々 50,000 ドルの政府援助金が梅毒治療のために与えられた（各州の施策、啓蒙、伝染病学研究のための州財政を補う目的）。
4. 1943 年からは、年々各州に 175,000 ドルが交付された。（中 85%—現金、15%—教育資料）
5. 1945, 1946 の 2 年間は復員者の検診制度により性病の感染を防いだ。

6. 特殊なグループ血液検査や、身体検査により性病発見が行われ、又一部の州では、法律により結婚前の梅毒検査が定められている。
7. 性病者が治療をうけることを拒絶する場合は、法律の適用を受け、自家療法や似而非医師による治療をすることも取締りを受ける。
8. 過去 4 年間性病撲滅運動が強化され、政府援助金はこの活動を大きく助長した。

ドミニカ共和国

1. 共和国政府性病課は、組織的売春業の撲滅、売春婦の更生、健全な社会生活への復帰、真面目な職業の轉換を目的とする社会衛生協会の設置を企画中である。

フランス

1. 第 1 期及第 2 期梅毒者は 1945 年 11,666 人、1946 年 15,204 人を数えた。
2. 性病に関する措置はすべて公衆保健家事省の権限におかれ、保健人口主事が、各県に於てその代表者となつている。
3. 警察による売春取締りが 1946 年廃止されて以来、2 に記した機関が売春婦の衛生管理についても責任をもつことになり、更に性病予防、売春関係統計の作成の権限を与えられた。
4. 警察長官は保健審議局及公衆保健省の賛成を得て、1947 年 7 月 3 日付命令を発し、売春関係統計に記載された者は衛生管理の下におかれ、強制的に身体検査を受けなければならないと規定した。
5. 各都市では多くの性病診療所において性病の発見及び治療がかなり十分になされている。地方では施設は都市程進んでいないが、患者は性病対策機関から無料の医薬をうけている。
6. 1940 年末増員された社会補助官の活動により梅毒撲滅運動は現在非常に活発になつた。しかしこの活動は主に家庭、職場に限られ、売春婦にはほとんど及んでいない。

オランダ

戦時中ドイツ警官の手により比較的大きな都市でカフェーに働く婦女子の性病検査が行われたが、これはオランダの法律に基いた処置ではない。

フィリッピン

1. マニラ市では、市保健部により性病の簡速治療が行われ、ナイトクラブのホステス、バーの女給、レストランの給仕及女給仕は 2 週間毎に定期的に検査をうけ、陽性のものは直ちに治療をうける。又患者と接触した者を探し出して検診及び治療を行う。
2. 無料検査及び診断が一般に公開され、妊娠中の母親は幼児の性病感染を防ぐためにマニラの市保健部で定期的検診をうける。
3. マニラ市保健部は警察と協力し娼家の搜索を行い、又大学等の大きな団体の集団血液検査を行つている。
4. 毎週ラジオを通じて性病に関する教育活動が行われている。
5. 全国性病対策審議会（National Venereal Disease Control Council）と、陸海合同性病取締委員会（Army-Navy V.D. Control Board）が組織されている。

スウェーデン

1. 1919 年公娼が廃止された時以来法律によつて性病の無料及強制治療が規定されている。
2. 1943 年以来、性病の増加に対応するために、大中都市に予防診療所が設立され、性病専門医が配置され、大きな成果をあげている。
3. 性病の早期発見のため医師は一定の患者に対し細菌検査を行う権利を持つている。

南アフリカ連邦

1. 白人及び黒人の性病患者の無料治療が大都市で行われている。
2. 公衆保健法により次の者に対する罰則が設けられている。
 - (a) 性病に感染したことを知りながら治療を受けぬ者
 - (b) 故意に性病を感染させる者
3. 原住民は、原住民事務省 (Native Affairs Department) により就職契約前に身体検査を受けることになつている。
4. 囚人は入獄する時に身体検査を受け、罹病者は半中で手当を受ける。

アメリカ合衆国

アメリカに於ては各州により性病対策はいくらかこととなるが大略次のようである。

1. 性病患者は特別の病院に收容して隔離及び強制治療を行う。治療は無料と有料の場合がある。病院のない場合はその土地の牢獄に隔離して治療を行う。(フロリダ、デラウェア州)
2. 有罪を宣告された売春婦を州立産業会館及び州立農場に收容して指導訓練、治療及び教育を行う。戦時中には性病に罹つた女性の隔離と治療にも同施設を用いた。(ミシシッピー州)
3. 14 才～50 才のすべての者及び他州から移つて来た者に血液検査を行う。14 才以下 50 才以上の者も、その世帯員の誰かが感染したことが分つた時は検査をうけなくてはならない。故意にこれに違反する者は 10 ドル以上 100 ドル以下の罰金となる。(アラバマ州)
4. 性病の疑ある者及び感染する立場にある者に保健係官の検診を行い、結果が判明するまで抑留する。(モンタナ州、アラバマ州等)

検診に応じない時は強制検診を行う。(ペンシルヴァニア州)
5. 性病をもつていと疑うに足る理由のある者は検診することができる。(デラウェア州)
6. 売春婦及び売春婦と交る者及び性的不道徳行為により検挙又は有罪の判決を受けた者は、検査の結果が決定するまで拘留する。(デラウェア州)
7. 性病の徹底的治療のために服罪者の刑期の延長を認める。(プエルトリコ)
8. 地方庁で特別な税金を徴集して、性病予防とその取締、患者の隔離及び入院のための基金を設けることを許可する。(インディアナ州)
9. 売春のために用いられる疑いのある場合は医師が健康証明書を発行することを禁じる。(南カロライナ州)
10. 保健官は伝染経過を調査し、売春、猥褻行為とりしまりに関する法律を主務係官と協力して施行する権限がある。(テネシー州)

11. 10～15 才及び 15～18 才の児童の性交を処罰する。(ワシントン州)
12. 1937 年、アメリカ社会衛生協会 (American Social Hygiene Association) は州政府合同委員会 (Council of State Governments) その他との協力により、結婚前に双方が身体検査と梅毒のための血液検査を行うことを規定する法律の制定を提議したが、以来 34 州がこの問題について法律を通過させた。
13. 妊娠中の婦人を扱う医師は血液検査を行わねばならないという法律が 1938 年以来 35 州で通過している。

II. 諸国の売春に関する立法例

各国の法令を通覧すると、大多数の国において第三者が婦女に売春をさせることを禁止しており、しばしば厳罰を以て臨んでいる。

又 10 数カ国においては売春行為そのものを禁止しており、他の国のうちにもその途上にある者が多い。本人の売春行為は禁止しない国も数カ国あるが、第三者が売春させることを認める国は極めて少ない。

なお本項は主として伊藤秀吉著「売春のない日本に」によつた。

国別売春取締立法一覽表

	第三者が婦女に 売春させること を禁止	本人の売春行為を禁止		本人の売春行 為を認める	第三者が売 春させること を認める
		売春行為自体	一定条件を伴う 売春行為		
オーストラリア	○	○			
オーストリア	○			○	
ベルギー	○	○			
ブルガリア	○	○			
カナダ	○	○			
チェコスロヴァキア	○	○			
デンマーク	○	○			
エジプト	○			○	
エストニア	○		○		
フィンランド	○	○			
フランス	○			○	
ドイツ	○	○			
ギリシャ				○	○
ハンガリー	○			○	
イタリア	○			○	
オランダ	○		○		
ニュージーランド	○	○			
ノルウェー	○	○			
ポーランド	○				
ポルトガル				○	○
ラトヴィヤ	○				
ルーマニア			○		
スペイン				○	
スウェーデン	○	○			

ス	イ	ス	○	○			
ト	ル	コ				○	
ソ	ザ	ィ	○	○			
英		エ	○		○		
米		国	○	○			
南	阿	連	○	○			
ユー	ゴ	ス	○	○			
		ラ					
		ビ					
		ア					

(註 伊藤秀吉著「売春のない日本に」により婦人少年局が作成)

A 売春を全面的に禁止する国

カナダ

カナダは一部のフランス領の地方にフランス式の売春制度があつたが、イギリス総督は英国的に統一し、英国と略同年(1883年頃)廃娼国となつた。

この国の風紀対策は厳密で、第三者が婦人に売春させることを禁止し、又売春行為自体を禁止している。

刑 法

第215 條

(1) 何人にも婦人の親又は後見人にして、

(イ) 他の男性と肉交をなさしむるためその女子又は婦人を誘惑せる者又は

(ロ) 右婦人又は女子の汚辱、誘拐又は売春を知りながら許可し、又は犯さしむる者。

は公訴し得べき犯罪とする。該女子は 14 才以下なるときは 14 年の禁錮、14 才以上なるときは 5 年の禁錮に処す。

(2) 何人にも小児のある家庭にて、性的不道德、常習的の乱酔又はその他の害悪に耽溺し、小児をして不道德の放恣、又は犯罪に至らしめ、又は小児の性行を悪化し、又はその家庭を以て小児のために危険なるものたらしむるときは、即決裁判を以て 500 弗以下の罰金又は 1 年以下の禁錮に処し、又は罰金及禁錮を併科すべし。

(3) 本條に規定する小児とは 16 才以下の男女少年をいう。

(4) 本條の規定により求刑するに當りて、小児は犯行の性質を解せず、又は直にその影響を蒙る程の年齢に非ずというは、弁護の理由とならず。

(5) 本條の(2)(3)(4)の求刑は公認せられたる小児保護協会又は小児裁判所の同意を要す。

第216 條

(1) 公訴せらるべき犯罪とし、10 年禁錮の刑を科し、又は重犯以上の者には、右禁錮に加うるに管刑を科する者は

(イ) 何人にもカナダの内外を問わず他人と不法なる肉的关系をなさしむるため、婦人を誘惑し、誘惑せんとし、若しくは勧誘せる者。

(ロ) 普通娼婦にあらず、又不品行にもあらざる婦人を勾引し、又は慫慂し不倫なる性交又は売春をなさしむる目的を以て、妓樓待合の類に入らしめたる者。

(ハ) 故意に婦人を妓樓に隠匿せる者。

(ニ) 婦人を売春婦とならしむる為に誘惑せんとしたる者。

(ホ) カナダの住所を去り、カナダの内外を問わず妓樓に住み込み、又は妓樓に出入するものとなす目的をもつて婦人を誘惑し、又は誘惑せんとしたる者。

(ヘ) カナダに来れる婦人を妓樓又は待合に導き、又は導かれるようにし、若しくは導かれるよう為さしめたる者。

(ト) 売春婦たる為にカナダに来り、又はカナダを出でしむる為め婦人を誘惑したる者。

(チ) カナダの内外を問わず、不法なる肉交をなすために、婦人を脅迫又は威嚇を以て誘惑せる者。

(リ) 婦人が他人と売春を行うを援助し、教唆し、又は強迫する態度を以て、營利の為めに婦人を支配し、指揮し、又は婦人の行動に影響を及ぼせる者。

(ヌ) 詐欺の口実又は詐欺の表示を用いて、不法なる肉的关系を有せんと婦人を誘惑せる者。

(ル) 不法なる肉的关系を有せん為め、婦人を左右する目的を以て藥物、酒類、又は麻醉剤を使用せる者。

(ヲ) 男性にして全く又は一部分婦人の売春の所得によりて生活する者。

(2) 男性が売春婦と同棲し、又は常習的交友を保つことを立証せられ、自ら生活の資料なきもの、又は妓樓に住居する者は、裁判所に反証を掲示せざる限り、売春の所得により生活する者と見做す。

第217 條

建物の所有者又はその居住人、若しくは管理人又は代理人にして、18 才以下の婦人をして不法なる肉的关系を有せしむる為め、故意にその建物内に入らしめ又は誘引せる者は、その関係者は特別の関係ある者たると普通の者たるとを問わず、公訴せらるべき犯罪とす。その女子は

(イ) 14 才以下の者なる時は 10 年の禁錮。

(ロ) 14 才以上なる時は 2 年の禁錮に処す。

第218 條

何人にも詐欺の口実又は詐欺の表示若しくは詐欺の方法を以て、姦淫又は私通を犯さしむる為め、婦人を勧誘せる者は、公訴せらるべき犯罪とし、2 年の禁錮に処す。

第219 條

何人にも白痴又は瘋癲、若しくは癲癲の婦女と不法なる肉的关系を有せる者は、公訴せらるべき犯罪とし、4 年の禁錮に処す。

第220 條

(イ) インデアン人たる婦人をして売春を為さしむる為め、家に留まらしめ、

(ロ) インデアン人たる婦人が売春をなし

(ハ) インデアン人たる婦人にして風俗を素す家に住み、出入し又は留りし者は、公訴せらるべき犯罪として、100 弗以下 10 弗以上の罰金を科し、又は 6 月の禁錮に処す。

第225 條

普通のボウデイハウス(淫猥なる家)とは売春の目的又は淫猥なる行為の目的を以て保有せる家、室、數室の一組、又は場所、若しくは上記の目的を以て、1 人若しくは数人によりて占有し、又は集合場所とする者をいう。

第228條

何人にてても通法の理由なくして風俗を素す家に居たる者は、即決裁判を以て100弗以下の罰金に処し、裁判費を負担せしむ。若し支払不可能なときは2月間の禁錮に処す。

(1) 何人にてても家主、賃借権所有者、借家人、住居人、又はその他建物を支配し、又は監督する者にして、その建物又は建物の一部分を風俗を素す家の目的に賃貸し、又は使用したる者は即決裁判を以て200弗の罰金に処し、裁判費を負担せしむ、又2月以下の禁錮に処し、又は罰金を併科す。

第229條

(1) 何人にてても風俗を素す家、即ち普通のボウデイハウス、普通の競技場、普通の賭博場を有する者は、公訴せらるべき犯罪とし、1年の禁錮に処す。

(2) 何人にてても風俗を素す家の主人、又は主婦若しくはその監督人、支配人、経営者、若しくは監督支配人経営者の補助の如くに示し、行動し、又装う者は、その家の経営者と見做し、仮令眞実の所有人又は経営者に非ざるも、これが爲めに求刑し又処罰す。

(3) 何人にてても普通のボウデイハウスの居住人は公訴せらるべき犯罪とし、100弗以下の罰金に処し、裁判費用を負担せしむ。若し支払不可能なときは2月以下の禁錮又は12月以下の禁錮に処す。

(4) 何人にてても本條(1)(2)(3)に掲げたる犯罪を3回以上犯したる者は、3犯以上は3月以上2年以下の禁錮に処す。

(5) 建物の家主、賃借権所有者、又は代理人が、その建物の中において、普通のボウデイハウスの経営をなしたる者の判決通告をなしたる後において、その者の借家権又は住居権に関して決定すべき権利を行使せず、従つて再び同様の犯罪が該建物において行われたるときは、その家主、賃借権所有者又は代理人は該犯罪の発生防止のため極力合法的的手段を尽したることを立証せざる限り、これを普通のボウデイハウスの経営者と見做す。

第230條

(イ) 何人にてても風俗を素す家又はその家の一部に入らんとする警察官又はその家に入るべき許可を有する他の官憲を故意に妨害し、

(ロ) 又は右警察官又は他の官憲の入るを妨害し又は遅滞せしめ、

(ハ) 又は入るべき任務を有する普通の競技場の門戸の外部又は内部を閉鎖し、又は他の方法にて閉鎖し、

(ニ) 又は風俗を素す家、又は家の一部に警察官又は上記官憲の入ることを防止し、又は遅滞せしむる目的を以て手段を行い、又は何等かの企圖をなせる者、

(ホ) 風俗を素す家に使用する建物の所有人、又は支配人にして上記の如く、警察官又は官憲の入ることを防止し、妨害し、又は遅滞せしむる目的を以て、該建物に何等かの計画を為す事情を知りながらこれを許したる者、

は2人の裁判官による略式裁判にて即決し、100弗以下の罰金及6月以下の禁錮に処す。

第238條

(イ) 生活の資料を有せず此処彼処に徘徊し、又は小屋若しくは住む人なき建物内荷車内又は鉄道列車若しくは運送車内、若しくは鉄道建物内に起臥し一定の業務なき者、

(ロ) 勤勞するに耐え又は勞働その他の方法を以て自己及家族を維持するに足る身を以て故意にこれを怠り又は辞して為さざる者、

(ハ) 市街の通路、大道又は公開の場所において猥褻なる物品を陳列し又は公衆展覽したる者、

(ニ) 通路大道又は公開の場所を徘徊し、又は歩道に佇立し若しくは侮辱する言語その他の方法を用いて通行人を妨けたる者、

(ホ) 通路大道又は公開の場所において、又はその附近において、叫喚、放歌、醉酒若しくは平和なる通行人の妨害又は煩累を及ぼす行為を為せる者、

(ヘ) 普通の売春婦又は密娼にして野原、市街の通路、又は大道小路若しくは公衆の集合場、若しくは人民の集合する場所に徘徊する者、

(ト) 何等自己の生活を支うる正当なる職業又は業務を有せずして、多分は競技又は犯罪若しくは売春婦の所得にて生活する者は淫逸懶怠又は風俗を素す者又は浮浪人とす。

第239條

淫逸懶怠又は風俗を素す者若しくは浮浪人は即決裁判にて50弗以下の罰金又は6月以下の禁錮に処す、但し老衰又は虚弱なる者は此の範圍外とす。

チエッコスロバキア

チエッコスロバキアは第一次世界大戦の後生まれた国であるが、1922年7月性病予防法を制定して売春行為を禁止し、又強制治療制をとり入れている。

性病予防法 第2章 売春 (1922年)

第13條

売春取締を目的とする總ての警察命令その他これに関する行政命令はこれを廢止す。

第14條

妓樓の設置及び維持を禁ず、これに違反する者は刑法の規定により売春媒介を以て処断す。

第15條

政府は必要な場合において職業的売春婦に一時的の宿所を給し、これに改心の機会を与うべき收容所を建設することを留意すべし。

第16條

18才以下の男女にして性的關係において不品行なる生活を営む者は、行政上の機關により嚴重に監督せらるべきものとす、必要な場合には現行法の範圍において、その改善のため適當なる手段を加うべきものとす。

第20條

左に掲ぐる行為はこれを罰す。

1. 慾情を挑發し、又は羞恥の感を損傷する方法をもつて醜行を為すべく誘惑し、若しくは之が爲めに自己を提供する者、

2. 17才未満の者を誘惑して醜行を為さしむる者、

前各項の罪は1日以上1ヵ月以下の禁錮又は50冠以上1万冠以下の罰金に処す。若しその行為者が常習者なる時は14日以上6月以下の重禁錮に処し、尙50冠以上1万冠以下の罰金を附科することを得。本條該當の行為が、一般刑法の規定により之を罰せらるべきものなるときは、その規定の適用を受く。

第21條

一家屋内の同居者又は隣人に対し、慾情を挑発すべき方法に於て醜行為を為す者は、1日以上1ヵ月以下の禁錮に処す。若しこれによりて故意に少年の慾情を挑発したるときは、14日以上3月以下の重禁錮に処す。

婦女売買に関する法規

第513條

次の者は本刑法に違反せる有罪者とす。

- (イ) 何人にてても醜業を営ましむる為め、売春婦に一定の住所又は生計上の便宜を供与したる者。
- (ロ) 何人にてても營利の目的を以て売春婦の媒介を為したる者。
- (ハ) 何人にてても如何なる方法によれるを論ぜずその種の取引を援助又は幫助せる者。

第514條

何人にてても売春の爲に処罰せられたる者は、再犯の場合にはその住居地より、又外国人の場合には国会(ライヒスラート)に代表権を有する凡ての列より追放す。

第515條

何人にてても宿泊上又は旅館を經營する者にして、第509條に掲記せる場合の外、營利者を目的として、不道德の行為を奨励したる者は、又本刑法に違反する有罪者とす。

第22章 私人が個人の自由を侵害せる罪

第321條

何人にてても淫行又は結婚の目的を以て婦人を逮捕し、暴力、脅迫、又は欺瞞を以て婦人を奪い又は監禁したるものは5年以下の懲役に処す。

1908年條令 第36号

第43條

何人にてても結婚せずして同棲せんがために計画を以て、又は營利のため誘惑せんとする者は媒淫罪を以てこれを処罰す。

第44條

何人にてても前條に特記せる目的を以て品行よき女子を勧誘又は脅迫し、妓樓又は類似の家に入るを知らながら援助し又は、幫助したるものは媒淫罪を以てこれを処罰す。

媒淫罪は被害者が20才未満の場合において犯罪を構成す。

何人にてても如何なる理由によるを得ず、婦人の意志に反して妓樓又は類似の家に婦人を監禁する者は、媒淫罪を以てこれを処罰す。

第45條

左の場合においては被害者の年令又は前行為の如何を問はず媒淫は犯罪を構成す。

- (一) 欺瞞、暴力、又は脅迫を用いたるとき。
- (二) 教育又は訓練のためその監護の委託を受け又は監督若しくは命令の委託を受けたる婦人に対し、家族の一員として淫行(刑法第78條)又は類似の犯罪をなさしめたるとき。
- (三) 婦人を外国に誘拐し又は奪い去らしめたるとき。

第46條

凡て媒淫罪を犯せる者は2年以下の禁錮に処す。刑法違反の場合は3年以下の懲役に処す。媒淫者が營利の目的としてその罪を犯せるものなるときは、禁錮に加えて100冠乃至2,000冠の罰金を課す。

何人にてても妓樓又は類似の家に入るの意志を以て、婦人を外国に誘拐し、又は奪い去らしめたる者は、5年以下の期日刑務所に禁錮す。更に1,000冠乃至5,000冠の罰金を附科す。

何人にてても生活の方法として媒淫を為し、又は受刑期間の満了期日より10年以内に重ねて同罪を犯せる者は、5年乃至10年の期間刑務所に禁錮す。更に2,000冠乃至8,000冠の罰金を附科す。

1912年2月15日出国法

第35條

(一) 何人にてても他人のため売春行為をなさしむる意志を以て婦人を契約し、又は外国に奪い出せる者はこれを違法とし、6月乃至3年の期間重禁錮に処す。上記の罪を犯さんと謀りたる者も又同じ。

(二) 何人にてても婦人をして生活方法のため、売春を為し又は不道德なる行為をなさしむる意志を以て婦人を契約し、若しくは外国に奪い去らせる者、又は第1項掲記の目的を以て、外国にて営む業務の真相に関し、詐欺の表明をなして、婦人を外国に誘致し、若しくは上記詐欺の表明を維持するため、婦人に対し故意に声明を為せる者は、これを刑法違反として1年乃至5年の懲役に処す。

デンマーク

スカンジナビア三國は早くから絶娼主義を唱えて、売春行為全般にわたつて禁止規定を設けたが、中でも最も法制を完備しているのはデンマークで、この國は1895年3月の法律で18才以下の女子が妓樓に住むことを禁じ、又警察の妓樓に対する監察を廃止した。ついで1901年4月には妓樓を全廃し、これを所有するものを懲罰とし、後1906年8月の新法律によつて売春行為を禁止した。

デンマーク国性病感染及公然たる不道德禁遏法 (1906年)

第1條

売春婦の警察許可を廢止す。斯の種の稼業をなす者に対しては、警察の権能により登録され、且つ浮浪人に関する法律 Gesetz betreffend Landstreicherei に準拠し同様の制限を附せられるものとす。但し1860年8月8日公布の法律第2條の規定は、予め警告を加えたる後においてのみ其効力を發生す。

第2條

何人たるを問はず売春を勧め、或は不道德行為に誘惑するの表示をなし、その事によりて羞恥心を傷け、公衆の誹謗を招き、又は周囲の居住者に迷惑を及ぼしたるときは拘留に処し、若しもその情状の重き場合、

又は常習的に反覆するものに在りては強制労役（強制院 *Zuchthaus* において）に服せしむ、情状酌量すべき軽き場合には罰金刑の処罰を以てこれに代えることを得。

前項の罰則は、売春を職業とする婦女子にして、成年の男子或は2才以上の未成年の児童と同居し、若くは18才未満の男子を客として不道徳的行為を以て客としたる場合にもこれを適用す。若し何人と雖も前掲の事実により、未だ嘗て拘留又は随賣せられたることなき場合においては、警察官署はその懲戒さるべき事実に基づき、即決を以て処罰することを得。但し求刑者にして正式裁判を要求するときは、処罰の申渡を為さざることを得べし。

第3條

妓樓 *Bordelle* の営業を禁止す。何人と雖もこの禁止を犯したる者は矯正院 *Korrekthaus* 或は強制院に拘留し、常習犯にして收監の価値ありと認むる者は懲役に処す。本項の罰則は媒合容止をなしたる者にもこれを適用す。

何人と雖も利益を得て売春の目的に使用する為に、男女両性中の何れかその住居に入ることを許し、或は引続き滞留せざる者に室を提供して売春の機会を供与し、若くはその家に在る婦人室を不道徳行為により生計を営む処の18才以下の者に賃貸したる者は、これを懲役に処し、又は矯正院に拘留す。再犯以上においては2年以下の懲役に処することを得。

同食の結果を防止し得るに使用さるる処の物を販売せんとする目的をもつて公開的に又は密かに若くは匿名を以て広告、貼札（懸け看板）をなし、又は文書印刷物を発送することを禁止す。この規定に違背する者は警察命令違反の規定により処罰すべし。

第4條

一般刑法総則第181條に掲げられたる処罰規定は、前條に掲げられたる関係に在りては、夫婦間の性交に適用することを得。若しもこれにより感染されたることを知り、1年以内に告訴されたるときは処罰を免れざるものとす。

何人と雖も一般刑法総則第181條に抵触し若くは前項規定の罪を犯し、若くは他人に伝染せしめたるときは、自ら伝染の危険あることを全然知らざりしとの理由を以てその責を免るを得ず。患者に対してはその治療に必要な費用を支払い、且又疾病のために蒙る苦痛及びその損害を賠償すべき義務あるものとす。

第5條

性病に罹れる者は、自らその治療費を支払い得べき能力の有無を問わず、公費を以て医治を受くべきことを命令されたるものとす。又若し患者にして私宅開業医師の治療を受けつつあることを証明するにあらざれば公費による治療を受くべき義務あるものとす。患者の狀態が疾病を他人に伝播せしむることをその隔離により防止し得るか、若くは患者が伝播防止を本法に基き規定せられたる命令を遵守し得べしと認むるにあらざれば、治療のために病院に收容すべし。これに關し裁判所の判決を必要とする者に在りては法官（コッペンハーゲン市は警視總監）より司法大臣に報告すべし。又この義務を履行せしむるため前記の官憲は罰金刑を科し、若くは効果なき場合においては、警察官署に召喚しこれを強制することを得。引続き救済金庫より補助を受けつつある者にして、性病に罹れることを知りたる場合は、治療のために病院に送致すべし。

第6條

若し疾病に際し、或はその終りたる後において伝播の危険につき注意を必要と認めらるる者にありては、患者を尙引続き医師の監督の下に置くことを得。この場合に在りてはその医師より患者に対し指定せる期日に出頭すべき義務を命ずることを得。或は又証拠となるべき書面を以てその治療を他の専門医師に委託することを得べし。これに要する用紙は所管市医又は郡区医より交付するものとす。

患者にしてこの命令に違背し、或は引続き医師の治療を受けんとせず、若くは患者にして他の医師に委託し治療を受け得べき証書を要求せざる場合にありては、遅滞なく所轄公医又は検診医に報告すべし。この報告を受けたる者は本法第18條の規定により、当該患者を検査場所に出頭せしむることを得。

第7條

医師にして性病患者を診察せる者は、その患者に対し伝染の危険並に之を他人に感染せしめ、又は感染せしむる事情に置きたる場合における裁判上の結果につき注意すべし。特に患者が結婚前にして伝染の危険ある場合においては、全治に至るまで延期すべきことを忠告するを要す。尙この場合にありては所定の書式により所屬の市医若くは郡区医に報告すべし。

第8條

医師は前條の規定による診察中の患者を明瞭に知り得る方法により所屬市医又は郡区医に対し週報を提出すべし。同時に第6條の規定による義務を課せる患者の何名なるかを明記するを要す。

第6條第7條及本條第1項の規定に違反せる者は200クローン以下の罰金に処す。

何人たるを問わず主治医に対し氏名を詐称したる者若くは住所職業につき虚偽の陳述をなしたる者は刑法第155條により処罰す。

第9條

小児にして梅毒に罹れる場合においては、その生母以外の婦人より哺乳せしむるを得ず。又乳母にして梅毒に罹れることを知られ若くは疑わしきものにありてはその乳房を以て他の婦人の小児に授乳せしむるを得ず。これに違背したる者は一般刑法総則第181條により処罰す。

有罪の判決を与えられたる者にして疾病を他に伝染せしめたる者は、これが治療に至るまでの費用を支弁すべき義務を有し、且つこの疾病により蒙る苦痛並に損害を賠償すべきものとす。

此の賠償義務は保護する小児が性病に罹れるか、或はその疑あるを知りつつ乳母に授乳を委託し、若くは保護者たる両親がその子が罹病せること、或は疾病の疑あることを知らずして、感染に至らしめたる場合に生ずるものとす。斯る患児の隠匿を許さず、若しこの隠匿により他の小児に感染せしめたる場合は本條第1項第8の刑を適用す。

本條の規定は小児保育に關する公共の施設にもこれを適用す。

梅毒の疑ありと認めらるべき小児にして、未だ特徴ある症候を供えずと雖も、若しも父親又は母親中の何れかが7年以内に梅毒に侵され、而して分娩後未だ3箇月を経過せざる場合にありては、注意を払うことを要す。

第10條

本法第1條、第2條、第4條若くは第9條第2項又は一般刑法総則第181條の1に該当する犯罪として処罰さるべき者は、警察官憲の指示に従い、その正当なる同意の下に医師の検診を行うことを得。これを拒絶す

る場合に於てこの疑わしき点を解決する必要ありと認むるときは、正式判決を以て同意なくして検診を行うことを得。

第 11 條

第 10 條の規定による医師の検診は、警察官憲の指定する場所に於て特に所轄の市区或は郡区医若しくはこれがために任命されたる検診医によりて行うものとする。

患者の意志に反して行われるべき検診に際し、被検者が明かに要求するにおいては、検診は同性の医師を以てせしむることあるべし。但し当該地方若しくは同一医師区域内に請求と適合する医師の存在する場合に限るものとする。検診の延期を求むる理由なしと認むるときは、所在の医師をして検患を行うべし。関係ある医師に対しては年手当を給与す。この給与は地方自治体において決定し、司法大臣の承認を得るを要す。又然らずして事件毎に手当を給与することを得。この場合に在りては最初の 1 人に付ては 4 クローン、又同時同一の場所において 2 人以上に及ぶときは、2 人目より 1 名に付 1 クローン、又事情によりては旅費を支給することを得。この支給は市に在りては市金庫、地方に在りては当該地方国庫支金庫、ポルンホルン（註、バルチック海上の離れ島）に在りては市郡部共通の国庫支金庫において支払うものとする。患者の検診に伴う証明診断書作成に関しては医師に対し特に手当を給せず。

第 12 條

公医又は検診医は前條に掲ぐる検診を行うの外、その性病患者に対し診療を行う義務あるものとする。患者よりこれに対する報酬を受くことを得。又公共金庫より必要なる支払を受くことを得。

コッペンハーゲン市においては、医師の検診を行う数が非常に多数に上るを以て、衛生委員会の命令により、日々市の各所において、一定の時間相談所を開設すべし。

第 13 條

公医又は検診医は各患者につき伝染の危険を考慮し、その必要ありと認むるものは、所定の様式に従い注意を与え、義務の違反者に関しては所定の時期にこれを報告すべし。

本法の目的を達せんがために司法大臣の通達に基き、法官（コッペンハーゲンは警視總監）は罰金を科することを得。若しこれによりその処罰の目的を達し難しと認むるときは、警察署に召喚して強制することを得。

第 14 條

何人と雖も性病なるがために公費を以て病院内において治療を受けつつある者は、医師より退院の許可あるまでは自ら病院より退院するを得ず。本條の規定に違反する者は 20 日乃至 1 ヶ月間の拘留に処す。

第 15 條

警察はホテル、酒場、及び旅館に対し、第 2 條の規定に掲げられる婦女の出入を禁止し、又はその建物内に置き、或は斯かる婦女を滞留せしめ、若しくは客の利用に供するを禁ずることを得。

本條の規定により禁止されたる所に違背するものは、100 クローン以下の罰金、若しくは 2 ヶ月以下の拘留に処し、又は 8 ヶ月以内強制院に收容す。本條の規定に違反する現行犯を取押えたる場合において、未だ前科なきか或は譴責されたることなきものなれば、警察官庁は即決を以て譴責に附することを得。若しこの判決に不服なるときは被告は法廷に訴え正式裁判を仰ぐことを得。

第 16 條

監獄及び強制院收容に関する本法の適用に関しては、一般刑法第 2 章並に 1905 年 4 月緊急勅令第 10 條乃至第 12 條の規定を適用す。本法第 2 條、第 6 條（第 2 項）、第 7 條、第 8 條、（第 1 項）、第 9 條、第 14 條及び第 15 條に掲げられたる犯罪は警察犯処罰令の事項に属するものとする。公共診察令による罰金は警察金庫に納付すべし。但しコッペンハーゲンにおいては市金庫に納付するものとする。

第 17 條

本法における性病なる用語は、医学上梅毒、淋病、及び性病性下疳と称せらるる總ての病型を包含するものとする。

第 18 條

本法は官報に公布されたる後 6 ヶ月を経てその効力を発生す。

但し、1894 年 4 月 10 日公布の法律に該当する婦女としての登録は、本法の効力発生後即時廢止さるるものとする。同時に刑法第 182 條並 1894 年 4 月 10 日の法律中性病感染の蔓延防止に関する規定 1895 年 8 月 1 日公布の同法改正法律 1901 年 4 月 11 日公布の前掲二法律の改正法及び 1893 年 2 月 11 日發布の法律第 8 條の末項並に 1871 年 2 月 4 日の法律等にして、1894 年 4 月 10 日發布の法律以前に同様な目的のために公布されたる各法律の効力は、本法の実施と共にその効力を失うものとする。

ソ ヴ ィ エ ト

ソヴィエト共和国建設後、娼婦公許執照公認制度を全く廢した。

刑 法 （1981 年）

第 140 條

（前略）性交又は他の行為により故意に他人を伝染の危険に陥らしめたる者は 7 月以下の禁錮又は強制労役に付す。

第 151 條

処女性騷亂又は醜惡なる形式における性慾の満足に伴う情交を未成年者と為したる者は 8 年以下の禁錮に処す。

第 152 條

幼者又は未成年者との淫猥行為によりこれを墮落せしめたるときは 5 年以下の禁錮に処す。

第 153 條

肉体的暴行脅迫威嚇又は欺瞞により被害者の無援状態を利用して性交を行いたる者は 5 年以下の禁錮に処す。

若し右行為の結果被害者の自殺を惹き起したるとき、又は右行為が未成年者に対して行われたるときは 8 年以下の禁錮に処す。

第 154 條

物質的若しくは勤務上の従属関係にある婦女を性関係に引入ること又は他の関係にて性慾の満足を余儀なくせしむるときは 5 年以下の禁錮に処す。

第155條

密娼の強制、私娼、周旋、私娼窟の経営、密売淫の目的を以て為したる婦女の募集は財産の全部又は一部を没収したる上、5年以下の禁錮に処す。

ア メ リ カ

アメリカ合衆國は、風紀に関する立法を各州の議會に委ねているが、全米を通じて一般に売娼は禁止されている。

米國の売春対策についてはとくに別項を設けたので、その項を見られたい。

B. 第三者の搾取及び一定条件の売春を禁止する国

オ ラ ン ダ

この國は1878年に売娼制度廃止の可決論が國內にたかまり、大勢が廃止論にかたむいて1910年までに15の市の娼樓を閉鎖した。そして、1911年に不道德禁遏法が制定実施され、第三者が婦女に売春させることを禁止した。イギリスと同様売春行為そのものは処罰せず、それが公共の秩序を害する時に罰する。

刑 法 (1921年1月1日)

第250條

(二) 其の他何人にも未成年者または未成年者と推定しうる充分の理由ある者をして、第三者と不道德な行為を犯さしめ、または故意に勧誘したる者は、3年以下の禁錮に処す。

若し犯罪人が此の犯罪行為を常習とし、又は業務とするものは其の罰を3分の1加重す。

(三) 婦女子を売買する者は5年以下の禁錮に処す。

第432條

左の公共秩序を害する者は12日以下の拘留に処す。

- イ、公然乞食をする者
- ロ、生活の資料なき浮浪人
- ハ、婦人の醜行の所得により利益を収むる者

ノールウェー

組織的な売春制度は、1890年に全廃した。1902年には刑法を改正して風紀および性病取締を峻厳に發布し、密娼にたいしては、特別警察をもうけて監視し、娼婦とその協力者を3月以下の禁錮に処した後感化院にいれて矯正する方法もとることとした。

ノールウェー刑法

第19章 風儀にたいする罪

第200條

人を誑誘し他人と不法なる性交をなさしめたる者、又は他人の不法なる性交を誑誘することに協力したる者、及び他人と猥褻なる関係を為す者に便宜を供したる者は1年以下の禁錮に処す。

公の訴追は被害者の申請によりてのみこれを為す。

第202條

人を誑誘して売春を営ましめたる者、又は此種の誑誘に協力したる者は6月以上6年以下の禁錮に処す。誑誘されたる者が18才以下なるとき、又は此種の猥褻の目的の為に外國に移送したときは2年以上6年以下の禁錮に処す。

第203條

売春を営む者がその業を停止せんとするを妨害したる者、又は妨害せんと為したる者は、3月以上4年以下の禁錮に処す。

第204條

第200條乃至第203條の場合において、行為者が利慾心により又は常習的にその行為を為したる時、若くは強制的、脅迫的若くは偽計的の行動を為したる時、若くはその配偶者、その子又はその権力者若くは監督の下にある者の猥褻行為を容易ならしめ、若くはその公の地位又はその僧侶、医師、若くは教師たる地位を濫用したるものなるときは、前述の條項の刑はその半を加重することを得。業務又は営業上罪を犯したるものなるときは、行為者にはその業務又は営業を続行する權利を否認することを得。

第206條

利慾の為に他人の不法なる性交を容易ならしめたる者、又は利慾の目的にて此の種の性交を利用したる者は6月以上4年以下の禁錮に処す。特別の輕減事由あるときは罰金刑を裁定する事を得。猥褻行為の幫助を為したる者18才以下なるとき、又は猥褻の目的のために外國に移送したるときは、4年以下の禁錮を適用する。業務上又は営業上罪を犯したるときは、その行為者にはその業務又は営業を続行する權利を否認することを得。

第212條

猥褻の行為又は言語により習慣を傷害したる者は、

- 一、公然
 - 二、習俗の傷害に同意せざる者の面前において、
 - 三、18才以下の幼者の面前においてその傷害をなしたる場合に限り、罰金又は1年以下の禁錮に処す。
- 罪責者が18才以下の幼者と猥褻行為をなし、又はこの種の幼者を猥褻行為に誑誘したるときは、これを8年以下の禁錮に処す。第2号の場合においては公の訴追は被害者の申請によりてのみこれをなす。

第87章 風儀に對す違背

第876條

公の場所において口頭又は書面若くは身振の表示により、人に悪感を懷かしむる裸体の提示、描出又は爾余の悪感を懷かしむべき行動により、習俗を傷害したる者、又は此種の傷害に協力したる者は罰金又は8月以下の禁錮に処す。

第878條

背俗記號又は不作法の態度により公の場所において、又は公の損辱を受くるに足るべき方法を以て、他人

を猥褻なる行為をなすべく催告又は誘発し、若しくは公に広告して猥褻的關係に誑誘せんとしたる者、又はその協力者は 3 月以下の禁錮に処す。累犯の場合においては 6 月以下の禁錮に処す。

軽減事由あるときは罰金刑を科することを得。

第 381 條

16 才以下の幼者を酒精飲料を販売する場所に使用し、又は 16 才以上 18 才以下の女子を酒精飲料の販売を主とする場所に使用し、若しくは官庁の禁止あるにも拘らず、21 才以下の婦人を此種の建物内の下婢として使用する者は罰金刑、又は 3 月以下の禁錮に処す。

浮浪、乞食、乱暴に関する法律

第 4 條

懶惰、放蕩の生活に荒耽し、その生活費の全部又は一部は違法の犯罪によるか、又は他人の売春行為の所得によるものなるべしと推測せらるべき者は、浮浪無頼の徒として 3 月以内の禁錮に処す。

イギリス

1870 年頃より人権擁護の立場から娼婦運動がおこなわれ、1883 年に売娼制度を停止し、1886 年には世界に先立って売娼制度を全廃する法令を実施した。イギリスの風俗取締は、売春そのものを処罰しないが、それが風俗を害すときに罰せられる。

刑法改正條例 (1885 年 8 月 14 日)

第 2 條

何人にてても

- (一) 女皇の領土又は外において常習的売春婦に非ず又は不品行なる性格として知られた者にも非ざる 21 年未満の婦人又は女子を他の男子又は男子等と不法なる肉體關係を有せしむべく媒合し又は媒合せんとしたる者、又は
- (二) 女皇の領土内又は外において婦人又は女子を誘惑して常習的売春婦たらしむべく媒介し又は誘拐せんとしたる者、又は
- (三) 婦人又は女子を何地を問はず妓樓の娼婦たらしむる目的を以て英吉利王国を去らしめんと誘拐し又は誘拐せんとしたる者、又は
- (四) 女皇の領土内又は外において妓樓の娼婦として売春を為さしむる目的を以て婦人又は女子を其の英吉利王国における居留地(妓樓にあらずるを)を離れしむべく誘拐し又は誘拐せんとしたる者は輕罪の違反者とし、裁判所の判決を経て 2 年以下の禁錮に処し、懲役を附科し又は附科せず。

但し何人と雖も一証人の証拠により本條を以て有罪と決定せらるることなし。その証人は被告を不利とならしむる証拠を以て事件の本質に關係あることを示すものはこの限りにあらず。

第 2 章 妓樓の禁止

第 13 條

何人にてても

- (一) 妓樓を有し又は支配し若しくは經營の代理をなし、若しくは經營を補助せる者、又は
- (二) 建物又は建物の一部を妓樓又は常習的売春の目的に使用するものなるを知りてその建物の賃借 使用 権所有人又は住居人たる者、若しくは
- (三) 建物の使用権所有人、その代理人、若しくは所有人にして、その建物又は建物の一部が妓樓として使用するものなるを知り、又は該建物又はその一部を妓樓として絶えず使用する仲間の一人たる者は、略式裁判所條例による略式裁判所を以て
 1. 20 磅以下の罰金又は裁判所の判決により 3 月以下の禁錮に処す、懲役を加重し、又は加重せず。
 2. 再犯者は 40 磅以下の罰金又は裁判所の判決により 4 月以下の禁錮に処す。懲役を加重し又は加重せず。
 3. 三犯以上の犯罪の場合は前記の罰金又は禁錮に加うるに、裁判所の決定する 12 月以内の期間品行を慎むべき表識に付す。若しその期間従わざる時は 3 月未満の禁錮に処す。

刑法改正條例 (1912 年)

第 1 條

警察長官は 1885 年刑法改正條例(娼婦媒介又は媒合せんとする者に関し)第 2 條の規定に背ける者又は背かんとせる者との疑を容るべき相当の理由ある者を令状を以て監視に附することを得。

第 8 條

1885 年刑法改正條例に違背したる男子は裁判所の決定により、該犯罪に関し科せらるべき禁錮刑に加うるに密に管刑を科することを得。その管打数及用具等は裁判所の宣告において特記すべし。

第 7 條

- (四) 利益を目的として売春婦をして第三者又は一般に売春を為さしむべく援助、補助、又は強制をなしたることを示すが如き状態を以て、売春婦の行動の上に統制、支配、又は勢力を及ぼしたることを証明せらるべき各女性は、1898 年のヴァグランシー・アクト又はスコットランドに在りては 1902 年のイムモーラル・トラフィック・アクトにより犯罪とせらるべく、而して本條によりて改正又は拡張せるものを適用す。
- (五) 1898 年ヴァグランシー・アクト又は 1903 年のイムモーラル・トラフィック・アクトとしてスコットランド及アイルランドに在りては略式裁判に附し、手続を為す代りに起訴による手続をなし、有罪と決せるときは、懲役を附せる 2 年以下の禁錮に処することを得。再犯以上の者は起訴による手続において有罪と決せる後、禁錮期間に加うるに男子ならば管刑を以てす。その打数及器具に関しては裁判所はその宣告書に特記す。

浮浪罪條例

第 1 條

- (一) 如何なる男子にてても、

知りながら一部又は全部売春婦の所得に生活し、又は公共の場所において不道德の目的の為に執拗に勧誘又は強制を為したる者は、1824 年のヴァグランシー・アクト浮浪條例の意義に於て、無頼漢又は浮浪人

と見做し、その規定によつて処断す。

(二) 家屋又は家屋の一部を女性が売春の爲に使用したか、又はその家に止宿し、又は屢々出入する男子が一部又は全部売春婦の所得によりて生活を為すかを疑ふべき理由あり、誓約してその事の事実を陳述せしむべく略式裁判所に出頭せしむるときは、裁判所は警察官憲に対し、その家に入り探索し、その男子を拘引することを許す令状を警察長官に交附することを得。

(三) 男子にして売春婦と同棲し、又は常習的に其の同伴者たり、別に自ら生活の支持方法を有せざる者は、その反証を挙げざる限り、知り乍ら売春婦の所得により生活するものと見做す。

C. 第三者の搾取のみを禁止する国

フ ラ ン ス

フランスはヨーロッパにおける売春制度の代表的な国とみられていたが、1929年頃より一部の都市で廃娼を行い、1946年の改正刑法によつて売春制度は全廃された。しかし本人の売春行為は黙認している。

改正刑法 (1946年4月18日改正)

第384条

左の者は娼婦媒介者と看做し6月以上2年以下の禁錮および20万フラン以上200万フラン以下の罰金に処す、但し他の規定により更に重き刑に処することを得。

- 一、 情を知りながら態様の如何を問はず、他人の売春又は売春のための誘引を援助し補助し又は援護する者。
- 二、 形式の如何を問はず、他人の売春の収益を分配し、又は常習として売春をなす者から補助を受ける者。
- 三、 常習として売春をなす者と情をしつて同居する者が、自己の生活を支ゆるに充分な収入を証明することができないとき。
- 四、 同意の有無を問はず売春のため婦女を誘拐し誘惑し、あるいは抱え、又は婦女を売春若しくは淫行せしむる者も亦同じ。
- 五、 名称の如何を問はず売春若しくは淫行をなす者と、他人の売春若しくは淫行により利益を図り、若しくはこれに対価を支払う者との間の仲介をなす者。

第384条の2

左の場合においては2年以上5年以下の禁錮および50万フラン以上500万フラン以下の罰金に処す。

- 一、 未成年者に対して犯されたる時。
- 二、 強制、職権濫用、又は欺罔を伴うたとき。
- 三、 本條の罪を犯す者が公然又は隠匿して武器を所持していたとき。
- 四、 本條の罪を犯す者が被害の父、母、夫、又は後見人、若しくは第384条に掲げる者の一に該当する者であるとき。
- 五、 本項の罪を犯す者がその職責上売春反対の闘争、衛生の保持、公共の秩序維持に協力すべき者なるとき。

常習として21才未満の男子又は女子、常習に非ざるも16才以下の未成年者の淫行又は腐敗を誘致、奨励、又は容易にして、風俗を壊乱した者は、第1項に規定する刑に処す。但し本條又は公衆の誘引を罰する規定に於てこれより重い刑を定める場合はこの限りでない。構成要件に該当する諸行為が、異なる国々に於て為された場合と雖も、第384条および本條に規定する刑が適用される。

第385条

売春施設を直接若しくは人を介して保有する者、之を管理、支配若しくは運営する者、又はホテル、住宅、下宿、酒場、クラブ、サークル、ダンスホール、興業場等の附属建物若しくは公共に開放利用される何等かの場所の保有者、管理人、若しくは支配人でありながら、その内部に売春を為す婦女の存在することを常習的に寛容する者は、同一の刑に処す、10年以内に再び犯すときは刑を併科す。

前項に掲げる施設内に於て犯罪が行われ、その保有者、管理人、又は支配人が前條又は本條の適用により、有罪とされる場合においては、判決において被告の有する免許を取消し、更に当該施設の閉鎖を命ずることが出来る。第384条、第384条の2および本條の罪の一又は未遂を以て有罪とされた被告は、その刑を受けた日より起算して、2年以上20年以下の範囲内において、第42条に掲げる権利を剝奪され、後見人は財産管理人となることを禁止される。

更に如何なる場合においても、右被告は判決を以て10年以内で滞在禁止を命ぜられる。第384条、第384条の2および本條に掲げる罪の未遂は、此等の罪につき定める刑を以て罰する。

III. 米国における売春対策 (立法例及び年表)

A. 立 法 例

アメリカ合衆国では、売春に関する立法は主として各州議会で行つてゐるが、一般に全米を通じて売春行為は禁止されている。すなわち今世紀初頭から、組織売春に対する反対が強く唱えられ、1910年以来、婦女の売買、娼家経営等を禁止する法律が多くの州で制定され、数百の紅燈地区が閉鎖されたが、1919年頃から、売春行為そのものを禁止する法律も多くの州で施行されている。(次頁「売春対策年表」参照。) ことに連邦法規中売春に関するすべての條文と、州法中比較的整つてゐるニューハンプシャー州の州法(二、三の項目で他の州の立法例を追加してある)を示すが、これらは、米国社会衛生協会編「米国における売春及びその他の性的犯罪関係法規要約」(“Digest of State and Federal Laws Dealing with Prostitution and Other Sex Offenses”; The American Social Hygiene Association, 1950) から抜粋翻訳したものである。

法規の適用をうける行為の分類

I. 娼婦搾取者の活動の禁止 (Activities of Exploiter of Prostitute prohibited.)

- (a) 娼家の保持 (Keeping a house of prostitution.)
- (b) 娼家の所有、借用又は維持 (Owning, leasing or maintaining a house of Prostitution.)
- (c) 売春を目的とする場所、又は運輸機関の使用許可
(Permitting use of place or conveyance for prostitution.)
- (d) 売春を目的とする場所、又は運輸機関への娼婦又は顧客の受取
(Receiving prostitute or her customer into any place or conveyance for prostitution.)
- (e) 顧客を娼婦へ、又は娼婦を顧客へ指示、又は案内
(Directing or taking customer to prostitute or prostitute to customer.)
- (f) 成年並に未成年婦女の売買 (Traffic in women and girls.)
 - 1. 売春を目的とする婦女の移送 (Transporting a female for prostitution.)
 - 2. 密通もしくは売春を目的とする媒介又は周旋
(Pandering or procuring for fornication or prostitution.)
 - 3. 他者に対する密通の強要並に強制的売春
(Compelling fornication with another and compulsory prostitution.)
 - 4. 娼婦の収益による生活 (Living off earnings of a prostitute.)

II. 娼婦又は顧客の行動の禁止 (Activities of Prostitute or Her Customer Prohibited.)

- (a) 売春の勧誘 (Soliciting for prostitution.)
- (b) 売春を目的として肉体を併与する娼婦 (料金の有無に拘らず)
(Prostitute giving the body for prostitution (with or without hire))
- (c) 売春を目的として肉体を受取する顧客 (" ")
(Customer receiving the body for prostitution (with or without hire))
- (d) 娼家にしばしば通うこと、居住もしくは占拠すること。
(Frequenting, residing in or occupying a house of prostitution.)
- (e) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関の占拠もしくは居住。
(Occupying or residing in any other place or conveyance for prostitution.)
- (f) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関に入りもしくはとどまること。
(Entering or remaining in any other place or conveyance for prostitution.)
- (g) 職業的売春 (Engaging in prostitution.)

III. その他の性的犯罪の禁止 (Other Sex Offenses Prohibited.)

- (a) 姦 通 (Adultery.)
- (b) 密 通 (Fornication.)
- (c) 強 姦 (Rape.)
- (d) 誘 拐 (Abduction.)
- (e) 誘 惑 (Seduction.)
- (f) 児童に対する性的犯罪 (Sexual delinquency against children.)

IV. 補則要約 (Digest of Supplementary Laws.)

- (a) 売春関連業務に於ける地方法律執行官の監督、監察に関する検事総長の権限。
(Power of attorney general to supervise or supercede local law enforcement officials, in matters relating to prostitution.)
- (b) 売春活動との関係におけるアルコール飲料の販売
(The sale of alcoholic beverages as it relates to prostitution activities.)

1. 売春及びその他の性的犯罪に関する連邦法規

総 括

売春並にその他の性的犯罪禁止に関する連邦の権限並に責任は次の三つの連邦法規に典拠するものである。

1. 合衆国註釈法 (U. S. Annotated Code, 1925) 第8編
ベネット法令として知られる。不道德な目的を以て外国人を移入する者を有罪とし、且売春業務に従事する外国人を国外に追放する。
2. 同 第18篇
1910年連邦議会により施行されたもので、マン法令として知られる。売春の目的を以ての州際並に国際間での婦女の売買を禁止している。
3. 公共法 168 (U. S. Public Law, 第77連邦議会, 第1会期, 1941年)
メイ法令として知られる。1941年7月11日法制化されたもので、陸海軍営舎近傍に於ける売春を禁止している。実質的には、これと同一の法律が、1917年の選抜徴兵法 (Selective Draft Act) の條項によつて1917~18年の間実施されていた。

條 文 (特記しないものは前記合衆国註釈法中の條項である。)

I. 娼婦搾取者の活動の禁止

(a) 娼家の保持

公共法 168 (U. S. Public Law, 第77連邦議会, 第1会期, 1941年)

1945年5月15日に至るまでの間は、すべての陸海軍営舎、鎮守府、要塞、駐屯地、作業場、基地、宿营地、練兵場もしくは動員地より、陸海軍長官の両者もしくは一方が、陸海軍の両者もしくは一方の活動能力、保健、並に福祉上必要と決定し、一般命令もしくは告示を以て定め、公布した適當の距離内において、本文中に禁ぜられている目的のいずれかの為に使用されると知りつつ、もしくは知るに十分の理由がありながら、売春に従事し、売春の教唆補助をなし、又は売春の目的を以て周旋勧誘し、又はいかがわしい風評の家、(house of ill-fame) 娼家 (brothel) もしくは売春宿 (bawdy house) を保持、或は開設し、又猥褻、密会もしくは売春の目的を以て車、運輸機関、場所、建造物もしくは家屋へ人を受取し、又は猥褻、密会もしくは売春の目的を以て人をして車、運輸機関、場所、建造物もしくは家屋にとどまる事を許し、又は車、運輸機関、場所、建造物もしくは家屋、又はその

一部について貸借もしくは貸借の契約を結ぶ事は違法とする。又、本法に違反するいずれの人、法人、合名会社、もしくは組合も、陸軍軍法 (Articles of War) 又は海軍軍法 (Articles for the Government of Navy) により他に罰を課せられない限り、すべて輕罪 (misdemeanor) をおかしたものとみなし、1,000 ドル以下の罰金もしくは1年以下の禁錮に処し、又は右罰金と禁錮の両者を併科する。又陸軍或いは海軍の法規に属し、且、この法に違反した者は何人も陸軍軍法もしくは海軍軍法の規定に従つて処罰する。又陸海軍長官並に連邦保障庁長官は、いずれも本文により、右の違反の抑制防止に当り、且本法の目的遂行に際し州、郡、区、その他の行政区分の当局より協力をうけるに当つて、必要とみられる措置をとるべき権限を附与され、且指令される。但し、本法を以て、陸海軍省職員もしくは連邦保障庁職員に、本法の違反にとわれた民間人の取調、搜索、逮捕、もしくは拘引に関する何らかの権利を附与するものと考えてはならない。

その後の改正

補則 III 第18編 第67章 (公共法 169)

「1945年5月15日に至るまでの間は」の句は1940年第79連邦議会により削除され、本法は公共法 831 として永久化された。又、本法が軍の全部に適用さるべく、「並に空軍」の文字が各所に加えられた。その他語句に関して微細で重要ならざる訂正が行われた。

第8編 第138節 If (2) 参照

同 第155節 IIg 参照

第18編 第402節 (2, 8)

醜業婦売買禁止協定 (該協定乃至協約は1902年7月25日パリ會議に出席せる列国代表により採択、1904年5月18日パリに於ける正式協定を以て確認され、更に1908年6月6日合衆国が加盟したもの) の当事国であるいずれかの国から合衆国に入国して三年以内の外国婦人を、売春又はその他の不道德な目的のためにいずれかの家屋、又は場所に、保持、維持、隠匿する者はすべて、その婦人の氏名、保持されている場所、合衆国入国の年月日 (その他の事項) 並に、この国に来るに至つたその婦人の周旋に關して知れる限りの一切の事実を記載した陳述書を移民総裁まで提出しなければならぬ。而して又、醜業婦売買禁止協定 (上記) の当事国であるいずれかの国から合衆国に入国して3年以内の外国婦人を、売春又はその他の不道德な目的の為にいずれかの家屋又は場所に保持、維持、隠匿することを開始してから90日以内に右の陳述書提出を怠る者、又は知りつつ且故意に虚偽の陳述をなし、或はこれら事実を明かにする事を怠る者は、輕罪とみなし、2,000 ドル以下の罰金もしくは2年以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

合衆国のいかなる法律によつても、右陳述書に眞実通り記述した契約、事柄、もしくは物事の為、又はそのかどを以て、告訴されることはない。

(b) 娼家の所有、借用、又は維持

該当法令なし

(c) 売春を目的とする場所又は運輸機関の使用許可

公共法 168 Ia 参照

(d) 売春を目的とする場所又は運輸機関への娼婦又は顧客の受理

公共法 168 Ia 参照

(e) 顧客を娼婦へ、又は娼婦を顧客へ指示又は案内

公共法 168 Ia 参照

(f) 成年並に未成年婦女の売買

1. 売春を目的とする婦人の移送

第18編 第397節

第18編 第398節 (後記) 並に第399節 (If—2 参照) に使用の語「州際通商」とは、州、準州又はコロンビア地区すべてよりの移送を含み、「外国通商」とは州、準州、又はコロンビア区内より外国の地へ、もしくは外国より州、準州、又はコロンビア区内への移送一切を含む。

第18編 第398節 (アメリカ合衆国法典 1951 年版第1部、第117章、第2421條参照)

売春、放蕩、又はその他の不道德な目的を以て、又は婦女に対し、娼婦となること、放蕩の為に身を捧げること、もしくはその他の職業に従事する事を勧誘し、誘引し、もしくは強制する意思及び目的を以て州際もしくは外国通商において、又は準州内或はコロンビア区内において、情を知つて婦女を移送し、移送させ、もしくは移送の便並に移送について幫助助力した者、又は婦女に対して、同様目的に身を捧げること、勧誘、誘引、もしくは強制する意思又は目的で、州際もしくは外国通商において、又はいずれかの準州もしくはコロンビア区内に於て、同様目的の為にいずれかの場所に行く為に、婦女に使用せられる切符もしくは何らかの輸送券を情を知つて周旋もしくは入手し、周旋入手させ、或は周旋入手を幫助助力し、よつて州際もしくは外国通商に於て、又はいずれかの準州もしくはコロンビア区内に於て、その婦女を移送せしめる者は、重罪 (felony) とし、5,000 ドル以下の罰金、もしくは5年以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

第18編 第399節 If (2) 参照

第18編 第400節 IIIf 参照

2. 密通もしくは売春を目的とする媒介もしくは周旋

公共法 168 Ia 参照

第8編 第136節 (g), IIg 参照

第8編 第138節

直接間接をとわず、売春もしくはその他の不道德な目的を以て合衆国内へ外国人を入れ、又はかかる不法移入遂行の目的を以て、外国人をとどめ、もしくはとどめようとし、又は売春もしくはその他の不道德な目的を以て同様の不法移入遂行に際して外国人を家屋その他の場所に保持、維持、隠匿する者は重罪とみなし、10 年以下の禁錮並に 5,000 ドル以下の罰金に処す。本人に対する夫乃至妻の反対証言は許容する。

第8編 第155節 IIg 参照

第18編 第397節 If (1) 参照

第18編 第399節

売春もしくはその他の不道德な目的を以て、又は本人の同意の有無に拘らず、売春もしくはその他の職業に従事せしめる意思及び目的を以て、婦女に対し州際もしくは外国通商において、又は準州もしくはコロンビア区内において、一つの場所から他の場所に行くよう、情を知つて説得、勧誘、誘引、もしくは強要し、説得、勧誘、誘引、もしくは強要させ、又は得説、勧誘、誘引もしくは強要の補助助力をなし、よつて州際もしくは外国通商において、又は準州もしくはコロンビア区内において、情を知つて婦女を行かしめ、又一般運送業者の旅客として運搬移送せしめた者は重罪とみなし、5,000ドル以下の罰金もしくは5年以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

3. 他者に対する密通の強要、並に強制的売春

第8編 第138節 If (2) 参照

第18編 第397節 If (1) 参照

第18編 第399節 If (2) 参照

第18編 第400節 IIIf 参照

4. 娼婦の収益による生活

第8編 第136節 (g) IIg 参照

第8編 第155節 IIg 参照

II. 娼婦又は顧客の行動の禁止

(a) 売春の勧誘

公共法 163 Ia 参照

(b) 売春を目的として肉体を供与する娼婦 (料金の有無に拘らず)*

(c) 売春を目的として肉体を受理する顧客 (料金の有無に拘らず)*

(d) 娼家にしばしば通うこと、居住、もしくは占拠すること、*

(e) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関の占拠もしくは居住*

(f) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関に入りもしくはとどまること*

* 印は禁止規定がない。

(g) 職業的売春

公共法 163 Ia 参照

第8編 第136節 (g)

売春もしくはその他の不道德な目的を以て合衆国内に來た娼婦又はその他の者にして、直接間接をとわず売春その他の不道德な目的を以て娼婦又は人を周旋し、又は周旋もしくは移入しようとする者、全部たると一部たるとをとわず売春の収益によつて生活し又はそれを收受する者は合衆国への入國を拒絶される。

第8編 第155節

合衆国への入國後娼家もしくは売春を行つている家に居住し、又はその經營に關係を有し、或は売

春に従事していると認められる外国人、娼婦の収益の何らかの部分を受理し、分配し、もしくは引き出している外国人、又は娼家もしくは娼婦が出入、或は集合する遊興地乃至盛場を經營し又はそこに雇傭され、もしくはそこに何らかの關係を有し、又は何らかの形で娼婦を援助し、又は逮捕より娼婦を保護し或いは保護を約す外国人、又は売春その他の不道德な目的をもつて何びとかを移入しもしくは移入せんとする外国人は何人も労働省長官の令状によつて拘禁し国外追放に処す。

III. その他の性的犯罪の禁止

(a) 姦通

第18編 第516節

何人も姦通を行う者は8年以下の禁錮に処す。本行為が既婚女子と未婚男子の間に行われる場合には両者ともに有罪とする。女が未婚で男が既婚の場合は男が姦通の罪に問われる。

(b) 密通

第18編 第514節

いかなる男子といえども2人以上の女子と同棲する者は800ドル以下の罰金もしくは6ヵ月以下の禁錮に処し又は両者を併科する

第18編 第518節

未婚男女にして密通をなす者は何人も100ドル以下の罰金もしくは6ヵ月以下の禁錮に処す

(c) 強姦

第18編 第457節

何人も強姦をなす者は死刑に処す

その後の改正

補則 III 第18編 第99章 第2081節 (第18編 第457節)

合衆国特別管轄陸海領土内において強姦をなす者は何人も死刑もしくは有期禁錮又は終身禁錮に処す (1948年6月25日 第645章 第1節 62 Stat. 795) [第18編 第455節は強姦を行う意思をもつての襲撃に対して刑を規定している]

第18編 第458節

16才未満の婦女と非合法的に性交を行う者又は同様行為に対して事前従犯人たる者は初犯で15年以下、再犯以降では30年以下の禁錮に処す。

その後の改正

補則 III 第18編 第99章 第2082節 (第18編 第458節)

合衆国特別管轄陸海領土内において妻にあらざる16才未満の婦女と性交を行う者は何人も、初犯で15年以下、再犯以降では30年以下の禁錮に処す (第645章、第1節 1948年6月25日)。

(d) 誘拐 禁止規定がない。

(e) 誘惑

第18編 第459節

米船舶の船長、船員、水夫、もしくは傭員にして、航海中結婚の約束もしくは脅迫、権力の行使、勧誘又は品物の贈呈によつて婦人乗組客を誘惑し違法の関係をとりむすぶ者は何人も、1,000 ドル以下の罰金もしくは1年以下の禁錮に処し又は両者を併科する。事後結婚については有罪認定防止のための申立を許される。

(f) 児童に対する性的犯罪

第18編 第400節 (アメリカ合衆国法典1951年版 第1部 第117章 第2423條参照)

18才未満の婦女に対して、売春、放蕩もしくはその他醜業に従事するよう勧誘、強要し、又は勧誘、強要させる意思を以て、いずれの州、準州もしくはコロンビア区内より他の州、準州もしくはコロンビア区内のいずれかの場所へむけて、情を知つて説得、勧誘、誘引もしくは強要する者、並びに同様目的をもつて州際通商において、情を知つて婦女を行かしめ、又一般運送業者の輸送路の旅客として運搬移送を勧誘し、又運搬移送させる者は、法廷の裁量に従つて10,000ドル以下の罰金、又は10年以下の禁錮に処し又は両者を併科する

その後の改正

補則 III 第18編 第117章 第2423節 (第18編 第400節) (アメリカ合衆国法典1951年版第1部 第117章 第2423條参照)

18才未満の婦女に対し、売春、放蕩又はその他の醜業に従事するよう勧誘又は強要する意思をもつて、州際通商において、又はコロンビア区内もしくは合衆国の準州又は属領内において、一般運送業者によつて一つの場所から他の場所に行く事を、情を知つて、説得、勧誘、誘引もしくは強要する者は10,000ドル以下の罰金、もしくは10年以下の禁錮に処し又は両者を併科する。(1948年6月25日、第645章 第1節 62 Stat. 812)

第18編 第458節 IIc 参照

IV. 補則要約

(a) 売春関連業務における地方法律執行官の監督、監察に関する検事総長の権限

該当法令なし

(b) 売春活動との関係におけるアルコール飲料の販売

該当法令なし

附

第18編 第404節

本編中第397節より第404節までは醜業婦売買法として知らるべし。

第18編 第511節

別に明文をもつて規定のない限り第18編に定められた罪はすべての準州、もしくは地区又は合衆国の独占管轄権下のすべての土地で行われた場合に処罰する。

第18編 第541節 (USCA Cumulative Annual Pocket Part 1940)

死罪もしくは1年以上の禁錮刑に処せられる罪の一切は重罪 (felony) とする。他の一切の罪は軽

罪 (misdemeanor) とする。但し、普通刑務所での重労働なき監禁6カ月以下もしくは罰金500ドル未満、或はその両者を課せられる罪は微罪 (petty offense) とし、告訴もしくは抗告にもとずいて告発することができる。

その後の改正

補則 III 第18編 第1章 第1節 (第18編 第541節) は下記の如く改正

連邦議会のこれに反する法の如何にかかわらず、

(1) 死罪もしくは1年以上の禁錮を以て罰しうる一切の罪は重罪である。

(2) 他の一切の罪は軽罪である。

(3) 刑が禁錮6カ月未満もしくは罰金500ドル以下又はその両者である一切の軽罪は微罪である。(1948年6月25日 第645章 第1節 62 Stat. 684)

2. 売春及その他の性的犯罪に関する州法規

[特記していないものはニューハンプシャー州公共法 (Public Law) 1926 年による。]

I. 娼婦搾取者の活動の禁止

(a) 娼家の保持

第54章 第12節 (III)

市参事会は、不秩序な家並にいかがわしい風評の家を禁止、制限する権限を有する。

第360章 第1~42節 Ib 参照

第386章 第14節 (I)

売春、猥褻、もしくは密会の目的を有する場所、建物、家屋、乗物、運輸機関を所持、建設、維持又は営業すること、又はその目的を以て占有し、もしくは情を知りながら占有を許すことは違法とする。

附. 第386章 第16~17節

第386章 第14節違反のかどによる告発、もしくは告訴にあげられた年月日より1年の間に第14節の違反を2つ以上おとした旨判明せる者は、何人も、第1度の有罪とみなし1年以上3年以下に処すことができる。該節の違反を1つのみおとした旨判明せる者は第2度の有罪とみなし1年未満の禁錮に処す事ができる。

コネチカット州一般法 (General Statutes 1930) 第6232節

いかがわしい風評の家、もしくはその旨を報ぜられている家、又は売春、猥褻、もしくは密会の目的を以て人が集り、もしくは通うと報ぜられている家を保持する者、又は同様の目的を以て同様の家に居住し、もしくは屋々通う者、又は不秩序の家、もしくは猥褻な、不品行な、或は醜陋している者が集つて近隣の迷惑となつてゐる家を保持又は維持する者は何人も100ドル以下の罰金もしくは6ヶ月以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

(b) 娼家の所有、借用又は維持

(対策は禁止並に除去法による。)

第 360 章 第 1—42 節

「人」なる語は、個人、法人、組合、合名会社、受託者、賃借人、代理人並に権利譲受人を意味する。「場所」なる語は、すべての家屋、建造物、もしくは土地そのものを意味し、且含む。「公序破壊」(nuisance)なる語は、売春、密会、もしくは猥褻が許容され、又はその存在しているすべての場所、並にそのような場所を維持するに用いられる私財並に内容物を意味する。

売春、猥褻、密会、もしくはその他の醜行を目的として家屋もしくは場所を使用、占有、設立、又は管理する者は何人も公序破壊行為の罪とみなす。又、その中もしくはその一部において、売春、猥褻、並に密会が存している家屋もしくは場所、又、家具什器並に内容物についても同じく公序破壊を宣し、禁止、除却に処す。

公序破壊を行う者、もしくはその教唆補助をなす者又はそのような公序破壊に何らかの利害を持つ所有主、代理人、もしくは賃借人、並にそのような所有主、代理人、もしくは賃借人、又はその支配下の従業者は、公序破壊を行う罪ありとみなす。

そのような公序破壊があれば検事総長又は郡法務官は、州の名において、該公序破壊を除去し、同行為を行う者の今後の継続を永続的に禁ずべく衡平裁判訴訟を提起せねばならない。なお、すべての州民も同じくこれをなす事ができる。

裁判所は事件の最終決定がなされるまでの間、被告並に他のすべての者に対して、該場所の私財並に内容物をとり払い、又は手をふれることを制限し、該場所の使用を禁ずる(法令の規定に従つて該場所並に内容物が保証(bond)により所有主に引渡されぬ限り)旨の一方的命令(ex-parte order)を出す事ができる。

該公序破壊の存在が、この訴訟においてもしくは上級裁判所における刑事訴訟において認定もしくは立証せられるときは、その判決の一部として除去命令を加えて該建物もしくは場所より公序破壊を行うに使用された家具什器もしくは動産で、裁判所の権限により既に引渡されていないもの一切の除去及び売却を行わせ、並に所有主により該建築物の継続使用について保証(bond)が提出されてあればその更新を命じなければならない。そのような保証(bond)が提出されていない時は、法による早期の引渡しが行われない限り、該建物又は場所について今後1年間一切の使用を禁止し、或は既に出されている閉鎖命令の継続を命じなければならない。

与えられた禁止令もしくは閉鎖令に違反の節は、当事者は侮辱罪に問われる事あるべく、その際は200ドル以上1,000ドル以下の罰金、もしくは3か月以上6か月以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。〔手続の詳細は法令自体を参照のこと。〕

(c) 売春を目的とする場所又は運輸機関の使用許容

第 386 章 第 14 節 (I, II) Ia 及 Id 参照

コネチカット州一般法第 6235 節

すべて部屋、もしくは家屋の所有主、差押中の抵当権者(mortgagee in possession)、賃借人にして、売春もしくは猥褻の目的を以て部屋、家屋を使用し、使用を許容し、又は使用、使用の許容の

風評がある人に対して、地区係官よりの該使用に関する通告後合法的に可能な範囲で速やかにそこから逐出すべく、万全の妥当措置を講ずる事を怠る者、又は同様所有主、差押中の抵当権者、賃借人、或は代理人その他として責任の衝にある者にして、情を知りつつ同様目的の為に人に部屋もしくは家屋を貸し、又は部屋もしくは家屋が管理権下にありながら、情を知りつつその、或はその一部の、同様目的の為の使用を許す者は、何人も500ドル以下の罰金もしくは6か月以下の禁錮に処す。

(d) 売春を目的とする場所又は運輸機関への娼婦又は顧客の受理

第 386 章 第 14 節 (II)

売春、猥褻、もしくは密会の目的で場所、建造物、家屋、乗物、運輸機関に人を受入れ、受入れることを申出で、もしくは同意すること、又は同様目的の為にそこに留まるを許すことは違法とする。

〔本節の刑罰規定については Ia 附、第 386 章 第 16—17 節参照〕

コネチカット州一般法 第 6226 節

売春とは、料金による性交の為の肉体の供与乃至受理、或は料金なき乱交の為の肉体の供与乃至受理を含む。猥褻とは、野卑もしくは淫猥なる行為一切を含み、密会とは、売春もしくは猥褻の為の契約、又は同様行為乃至契約の遂行の為の行為一切を含むものとする。売春、猥褻、もしくは密会の目的を以て場所、建物、もしくは運輸機関に人を受入れ、受理を申出、又は同様目的の為、人をしてそこに留まらしめ、又は指示案内の目的が売春にありと知りもしくは知るだけの理由がありながら、人に対して或場所もしくは或人の許へ指示案内し、指示案内を申出、又は売春、猥褻、もしくは密会の目的を以て周旋し、周旋勧誘を申出、或いは又売春、猥褻、もしくは密会を業とする者は、何人も、初犯には100ドル以下の罰金もしくは6か月以下の禁錮に処し、又は両者を併科することが出来る。なお、再犯には1年以下の禁錮、その後の違反については3年以下の禁錮を以て処罰することが出来る。

(e) 顧客を娼婦へ、又は娼婦を顧客へ指示又は案内

第 386 章 第 14 節 14 (III)

その目的が売春、猥褻、もしくは密会にあることを知りながら、或は知るに足る理由がありながら、人を場所、建造物、家屋、又は他の人のもとに指示、案内、移送し、或は案内、移送を申出、又は同意することは違法とする。

〔本節の刑罰規定については Ia 附、第 386 章 第 16—17 節参照〕

(f) 成年並に未成年婦女の売買

1. 売春を目的とする婦女の移送

ニューハンプシャー・コネチカットの両州とも禁止規定がない。

メイン州法第 135 章 第 22 節 (1930 年)

売春の目的にて、もしくは他の不道徳な目的を以て、或は又婦女に対して売春婦となるよう勧誘し、誘引し、もしくは強制する意思及目的を以て、情を知つて婦女を本州内もしくは本州を通過して移送し、移送させ、又は移送の便を与えるについて幫助助力する者は、何人も、2 年以上 20 年以下の間の刑務所内禁錮に処すことができる。

2. 密通もしくは売春を目的とする媒介又は周旋。

第386章 第8節 IIIf 参照

第386章 第10節

婦女を、娼家の居住者とする為に周旋する者、約束、脅迫、暴力、もしくは策謀、計略によつて同様の家の居住者となるようにさせ、勧誘し、もしくは奨励する者、又は居住させる為に婦女に場所を周旋する者、もしくは同様手段によりそのような家の居住者にそこに留まるようにさせ、勧誘し、説得し、又は奨励する者、又は欺瞞、狡計、もしくは人身又は物品の拘束、或は信用もしくは権力ある地位の濫用により、娼家の居住者となるよう、又は本州内で売春が許可されているいずれかの場所に入るよう、もしくは売春の目的を以て本州内に入り或は出るよう婦女を周旋する者、又はそのような居住者となるべく、もしくは売春の目的を以て本州内に入り或は出るべく婦女を周旋する、もしくは周旋せんとするについて金品を收受し、もしくは收受に同意する者、又はいずれかの娼婦より、売春行為を以てえられた金品を受取る者は媒介の罪に問われ、300ドル以上1,000ドル以下の罰金、もしくは1年以上10年以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

第386章 第13節

結婚の行為乃至状態は、第386章第10節のいかなる違反に対しても弁護たり得ない。

コネチカット州一般法 第6227節

売春の目的を以て婦女を案内、受理、雇入れ、隠匿、使用する者、又は、案内、受理、雇入れ、隠匿、使用せしめ、もしくはせしめる為に周旋する者、売春の為にいかかわしい名の家、或は密会の家その他に入るよう、婦女に対して、口実もしくは策謀を以て籠絡、誘引する者、自身もしくは他のいずれかの者と結婚せしめる意図で、暴力、脅迫、拘束を以て婦女に対しその意に反して不法に案内拘留をする者、又、売春の目的を以て本人の意に反して婦女を娼家その他に拘留し、或は拘留せんとする者、もしくは合法的対価なしに、婦女が売春によつて得た収益中より、情を知りつつ金品を受理、又は流用する者は、何人も1,000ドル以下の罰金、もしくは15年以下の禁錮に処す。

3. 他者に対する密通の強要並に強制的売春

第386章 第10及13節 II (2) 参照

4. 娼婦の収益による生活

第386章 第10及13節 II (2) 参照

コネチカット州一般法 第6239節

16才以上の者にして、労働することなく、或は他の明白な生活手段もなく、血縁にあらざる自堕落の婦女の収益によつて生活を樹てる者は、一部分的たると全面的たるとを問わず何人も500ドル以下の罰金、もしくは10年以下の禁錮に処す。

II. 娼婦又は顧客の行動の禁止

(a) 売春の勧誘

第386章 第14節 (4)

売春、猥褻、もしくは密会の目的を以て周旋、勧誘し、又は周旋、勧誘を申出することは違法とする。

[本節の刑罰規定については Ia 附。第386章 第16~17節参照]

コネチカット州一般法 第6236節

夜間徘徊常習者、売春常習者、言動猥褻なる者、性交への誘引もしくは召請の意思を以て日夜を問わず、街頭、公道、乃至公共の場所に屢々出入する男女はすべて、50ドル以下の罰金もしくは30日以内の感化院送致に処し、又は両者を併科する。なお再犯以降には、100ドル以下の罰金もしくは120日以内の感化院送致に処し、又は両者を併科する。

(b) 売春を目的として肉体を供与する娼婦 (料金の有無に拘らず)

第386章 第15節

「売春」なる語は、料金による性交の為の肉体の供与乃至受理、或は料金なき乱交の為の肉体の供与乃至受理を含むものと解する。「猥褻」なる語は、すべて野卑もしくは淫猥な行為を含む。「密会」なる語は、売春、猥褻の目的を以ての約束もしくは契約を結ぶこと、又はそのような約束遂行の為の行為一切を意味する。

(c) 売春を目的として肉体を受理する顧客 (料金の有無に拘らず)

第386章 第15節 IIb 参照

(d) 娼家に屢々通うこと、居住、もしくは占拠

第386章 第14節 (I) Ia 参照

第386章 第14節 (V) III 参照

コネチカット州一般法 第6233—34節

いかかわしい名或は密会を以て知られる家に屢々出入し、居住し、もしくは保持、維持する者は、何人も、善良の行動を約する保釈金納入を要求されることがある。又、提出を怠り、告訴費用の支払を怠るときは、30日以内の感化院乃至刑務所送致に処し、該費用の支払を行わしめる。なお、その後6ヵ月以内に再び同一の違反に問われる場合には該保釈金は没収とする。

(e) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関の占拠もしくは居住。

第386章 第14節 (I) Ia 参照

第386章 第14節 (V) III 参照

コネチカット州一般法 第6357節

売春、猥褻、もしくは密会の目的を以て人が集るいかかわしい名の家、又は密会の家或は場所として知られる家においてパーテンダーもしくは下僕として働く者は何人も、100ドル以下の罰金もしくは6ヵ月以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

その後の改正

第6357節 (1952) は第1行の「もしくは密会」並に第2行の「パーテンダーもしくは」の語を除くよう変更された。

(f) 売春を目的とする他の一切の場所、運輸機関に入りもしくは留まること。

第386章 第14節 (V)

売春もしくは密会の目的で、いずれの場所、建造物もしくは家屋に居住し、入り、とどまること、

又はいかなる運輸機関に入り、もしくはとどまることも違法とする。

〔本節の刑罰規定については Ia 附、第 386 章 第 16—17 節参照〕

(g) 職業的売春

第 386 章 第 14 節 (VI)

手段のいかに拘らず、売春、猥褻に従事し、又は教唆補助することは違法とする。

〔本節の刑罰規定については Ia 附、第 386 章 第 16—17 節参照〕

III. その他の性的犯罪の禁止

(a) 姦 通

第 386 章 第 1 節

姦通を行う者は何人も 1 年以下の禁錮並に 500 ドル以下の罰金に処し、もしくは 3 年以下の禁錮に処す。

第 386 章 第 2 節

すべて既婚者にして、未婚者に対し、両者が既婚者であれば姦通を構成する類の行為或は関係をなすとき、その既婚者は姦通罪とみなし、それに従つて処罰する。

コネチカット州一般法 第 6223 節

互に姦通を犯す男子並に既婚女子は、何人も 5 年以下の禁錮に処す。

コネチカット州一般法 第 6230 節

妻を破棄、遺棄し、その扶養を怠り、もしくは拒否し、本州或は他のいずれかにおいて別の婦女と同棲、生活を営む男子は何人も 3 年以下の禁錮に処す。

(b) 密 通

第 386 章 第 3 節

公然、重大な猥褻もしくは淫乱の振舞の罪ある者は何人も、6 カ月以下の禁錮並に 200 ドル以下の罰金に処し、且又、3 年以下の期間中、善良の振舞をなしている旨の十分な保証 (sufficient sureties) を差出さねばならない。

第 386 章 第 4 節

密通の罪ある者は何人も、50 ドル以下の罰金もしくは 6 カ月以下の禁錮に処す。但し何人も密通の相手方の証言のみによつて有罪と決せられることはない。

(c) 強 姦

第 392 章 第 16 節

婦女を強姦もしくは力づくで婦女の意志に反して性交する者、又は 16 才未満の婦女に対し不法に性交し冒す者は、何人も、30 年以下の禁錮に処す。

〔第 392 章 第 21 節は強姦の意思を以ての襲撃に対して刑を規定している。〕

コネチカット州一般法 第 6240 節

16 才以上の婦女に対して強姦の罪を犯す者は何人も 30 年以下の州刑務所内禁錮に処す。16 才未満の婦女と性交、これを冒す者は 1,000 ドル以下の罰金もしくは 30 年以下の州刑務所内禁錮に処し、

又は両者を併科する。

コネチカット州一般法 第 6241 節

強姦を行う意図を以て、実際の暴力により婦女の肉体に暴行を加えんとする者は、何人も 10 年以下の州刑務所乃至はいずれかの刑務所内禁錮に処す。なお強姦のかどによつて告発を受ける者は、本節にあげた罪を宣せられる事がある。

コネチカット州一般法 第 6277 節

45 才未満の婦女にして、癡癪、低能、精神薄弱者或いは貧民に対して性交する男子は、何人も 3 年以下の禁錮に処す。癡癪持の男子にして 41 才未満の婦女と性交する者、或は 45 才未満の婦女にして、癡癪、低能、もしくは精神薄弱の男子との性交に同意する者は何人も 3 年以下の禁錮に処す。

(d) 誘 拐

第 386 章 第 8 節 IIIf 参照

(e) 誘 惑

ニューハンプシャー・コネチカット両州共禁止規定がない。

ニューヨーク州法刑罰法規 第 2175~2177 節 (1938 年)

結婚の約束により、もしくは結婚するとの欺瞞的言明によつて、元は純潔であつた未婚の婦女を誘惑、性交する者には、5 年以下の禁錮、もしくは 1,000 ドル以下の罰金、又はその両者を併科する事ができる。結婚をした場合、或は該犯行的告発までに 2 年を経過した場合には求刑は阻止せられる。証言は誘惑された婦女以外の者による確認を要す。

(f) 児童に対する性的犯罪

第 386 章 第 8 節

売春もしくは不法な性交の意図或は目的を以て、18 才未満の婦女を故意且欺瞞によつて誘引もしくは連行する者は、何人も、3 年以下の禁錮もしくは 5,000 ドル以下の罰金に処す。

第 392 章 第 16 節 IIIc 参照

コネチカット州一般法 第 6225 節

未成年婦女に対し密通を誘惑、或は犯さしめ、又は同様目的、もしくは私婚の目的にて、父母、後見人、もしくは住居より誘引し、又は連れ去る者は何人も 5 年以下の禁錮、もしくは 1,000 ドル以下の罰金に処す。

コネチカット州一般法 第 6228 節

21 才未満の婦女を法的保護監督下に持つ父母、後見人、もしくはその他の者にして、その婦女が売春、性交の目的の為人に使用、連行、拘留されるべく同意する者は、何人も 1,000 ドル以下の罰金、もしくは 1 年以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

コネチカット州一般法 第 6242 節

婦女を冒し、性交する目的を以て、16 才未満の婦女の肉体に暴行を加えんとした者は 10 年以下の禁錮に処す。16 才未満の婦女を冒し性交したかどを以て告発を受ける者は、本節にあげられた罪を宣せられる事がある。

IV. 補 則 要 約

(a) 売春関連業務に於る地方法律執行官の監督及監察に関する検事総長の権限

第 16 章 第 5 節

死罪又は終身刑もしくは 25 年以上の禁錮に処せらるべき罪にとわれた者の告発に関しては、検事総長は州の検事として行動しなくてはならない。総長は州最高並に上級裁判所に先んじて該犯罪の総括監督権を有し、且それを行使せねばならず、又数郡の弁護士の援助の下に州刑法を遂行せねばならない。

第 16 章 第 9 節

知事並に州参事会は、いずれの訴訟乃至訴訟手続においても、検事総長に対し、総長が州並に州民の利益を守るべく出廷すべき事を主張することが出来る。且、検事総長は審議中のすべての訴訟乃至訴訟手続に出廷する義務がある。

(b) 売春活動との関係におけるアルコール飲料の販売

第 3 章 第 28 節 (ニューハンプシャー州法、1984 年)

(清涼飲料販売)被免許者にして、本法の規定又はそれに従つて公布された(州立飲料)委員会規則のいずれかに違反するとき、又は構内をすべて不法、不秩序、もしくは不道徳な目的に使用することを許すときは、州立飲料委員会は該免許を審問なくして停止し、又は通告と審問の後取消す事ができる。

第 3 章 第 32 節 (ニューハンプシャー州法、1984 年)

本法による被免許者、もしくは 1933 年法(麦芽醸造酒法)第 99 章による被許可者は、何人も、報酬の有無に拘らず、未成年者をして飲料乃至のみものを給仕し、又は様式のいかに拘らずそれを扱わせる為に雇つてはならない。

第 99 章 第 81 節 (ニューハンプシャー州法、1933 年)

そのような被許可者の許可権は、被許可者が自身の弁護の機会を与えられた後は、委員はこれを取り消すことが出来る。

附. 第 163 章 第 1 節 (ニューハンプシャー州法、1941 年)

重罪とは、死罪もしくは州刑務所内禁錮を以て罰しうる一切の罪である。その他の罪は軽罪である。

B. アメリカにおける売春対策年表

アメリカ社会衛生協会編 リーフレット「組織的売春との戦いの歴史」より

— The American Social Hygiene Association "Milestones in the March against Commercialized Prostitution." —

1880 英国において性病法が廃止された。

(この法律は 売春婦の強制検診及び感染売春婦の強制入院を 規定したもので、バトラー夫人等が猛烈な 反対運動をした。) 之は英国に於ける娼妓に対する国家的保護の放棄を意味するもので米国に於ける公娼 反対に大きな影響を及ぼした。

1899 第 1 回婦女売買禁止国際会議が英国に於いて開催された。

この会議によつて始めて国内的或いは国際的の婦女売買が存在すると云う事実が一般の知るところとな った。

1902 第 1 回白奴隷売買禁止国際会議 (正式の国際会議として最初のもの) パリーに於いて開催。

婦女の国際的売買禁止に関する條約起案

1904 国際條約 13 カ国により採択さる。

ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、英国、イタリア、オランダ、ノールウエイ、ポルトガル、 ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、の 13 カ国は婦女児童の売買禁止の必要を認識してこの條約 を採択した。

1906 米合衆国 上述の條約に批准

米国会は移民委員会を任命して売春を目的とする婦女転入の問題を研究せしめた。この研究から後の マン法令、ベネット法令が生れた。

1910 第 2 回白奴隷売買禁止国際会議

21 才以下の婦女を醜業の目的で周旋する者のすべて、成人婦女を暴力又は詐欺によつて同じく周旋す る者を処罰する法律の制定及び施行を各国に要求する協定を採択した。

○ 米国会、マン法令 —Mann Act— (婦人の各州間及び国際的売買を禁止するもの) 及びベネット法令 —Bennet Act— (売春の目的で外国人を転入する者の処罰及び売春を営業とする外国人の追放を規定す るもの) 採択。

○ シカゴ悪徳対策委員会、組織的売春の実情の徹底的調査を行う。満場一致にて「売春に対する不断のた めめ弾圧が刻下の急務であり、絶對的撲滅を最終の目的とする」と云う結論に達した。他の 30 都市も 同様の委員会によつて調査を行い同様な結論に達した。

1914 アメリカ社会衛生協会 —American Social Hygiene Association— が設立され、

1. 婦女売買禁止に関する法律 (周旋業者の告発)
2. 娼家禁止に関する法律
3. 婦女子感化院設立に関する法律
4. 性病報告制に関する法律

5. 性病薬広告禁止に関する法律

等を含む組織的売春取締る法律の制定の促進につとめた。間もなく 1 及び 2 の法律が数州に於て制定され、そこでは無数の紅燈地区が閉鎖された。之は米国に於ける制度化された紅燈地区の終焉のさきがけとなつた。

1917 陸海軍兵営附近に於ける売春禁止を含む法案の国会通過

「禁欲は健康上無害である」という医師協会の声明等によつて、組織売春追放の風潮が高まり、1917 年～1918 年間におよそ 200 の紅燈地区が閉鎖され、第 1 次大戦終了時にはわずかに 5, 6 カ所を残すのみとなつた。

1918 国会に於てチェンバレン、カーン法 —Chamberlain-Kahn Act— 案が通過し、米国政府に社会衛生委員会 —United States Interdepartmental Social Hygiene Board,— が設けられた。

1919 悪徳禁止法 —Vice Repression Law— が起草され、19 州によつて直ちにその 1 部又は全部が制定された。

この法律は「売春行為とは、性的取引における肉体の供給者及び受領者の双方を含む」と規定し、娼婦と同時にその顧客たる男子も処罰する事にした。之はこの問題に関する立法に於ける大きな飛躍を示す。

1920 全米性病対策会議 ワシントンに開かる。

1921 国際連盟会議開催され、出席 34 カ国の勧告により 8 ケ国が條約起草を委嘱された。(同條約草案は 1922 年 3 月 6 日附で提出された。) 又婦女売買に関する諮問委員会が設けられた。

その後 1927 年までの間に専門調査員によつて欧米 28 ケ国に於ける婦女児童の売買に関する調査が行われ報告書が公表された。

1930—1933 国際連盟は更に極東における婦女売買調査のための委員会を設け、極東 15 カ国に於いて調査を行い、報告書を公表した。

1934 国際連盟婦女売買委員会は各州に於ける「公認」又は「黙認」の娼家の廃止についての決議を採択した。

1937 第 1 回全国社会衛生デー

政府の性病撲滅運動に協力して、アメリカ社会衛生協会主催のもとに 45 州に於いて開催。参加者 10 万。

1938 ラフォレット・バルウインクル法 —Lafollette Bulwinkle Act— 国会通過。合衆国政府は州政府に対し性病対策費を補助することになる。1938 年度分として 300 万ドル。

○ 第 2 回全国社会衛生デー

3,000 市町村参加

1939 第 3 回全国社会衛生デー

5,000 市町村及びアラスカ、キューバ、ハワイ、ビエトリコ参加

○ 国会 500 万ドルを性病対策費として州政府に補助

○ ルーズベルト大統領、制限つき国家非常事態宣言を行う。アメリカ社会衛生協会は、軍部及び州政府と協議の上、性病の源泉となる組織的売春の実態調査及びその弾圧方針を講じるよう依頼された。

1940 社会衛生協会の調査報告にもとづき陸軍省、海軍省、連邦保障庁、州保健省は軍隊及び軍需工場従業員

員集中地域に於ける性病対策に関する協定を採決。

○ 国会は州政府に性病対策費として 620 万ドルを補助

○ 第 4 回社会衛生デー

1941 「陸海軍長官が陸軍及び海軍の能率、健康及び福祉に必要と決定せる一定の陸海軍駐在地域に於ける売春行為を禁止す」というメイ法令 —May Act— に大統領署名

○ 第 5 回社会衛生デー

○ 国会 625 万ドルを性病対策費として、州政府に支給

1942 第 6 回社会衛生デー

昭和30年9月1日 印刷

昭和30年9月10日 発行

各国における売春対策

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1丁目7番地

労働省婦人少年局

印刷所

東京都千代田区麹町5丁目2番地

杉田屋印刷株式会社